

学 生 便 覧

－ 履修と学生生活のてびき －

令和4(2022)年度入学者用

山形大学地域教育文化学部

～学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）～

地域教育文化学部

◆学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、地域教育文化学部では基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（教育学）」（児童教育コース）、「学士（学術）」（文化創生コース）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と社会性

- （1）自ら主体的に問題意識を持ち、常に学び続けることができる。
- （2）良識ある市民として高い倫理観と責任感を伴った行動ができる。
- （3）地域社会とともに学び地域に貢献する意欲のもとに、多様な考え方や異なる立場を尊重し、他者と協働して課題解決に取り組むことができる。

2. 幅広い教養と汎用的技能

- （1）地域の文化創生全般にわたる基本的知識がある。
- （2）複数専門分野のコラボレーションの有効性を基盤とした実践力がある。
- （3）地域課題を世界的な視野の中で大局的に捉えることができる国際感覚を身に付けている。
- （4）地域課題に柔軟に対応し、他者と協働しながら課題解決に取り組むことができるコミュニケーション能力がある。

3. 専門分野の知識と技能

- （1）地域の教育及び文化創生のために修得すべき専門的知識や技能を身に付けている。
- （2）専門的に学んだ分野を基盤とし、さらに、幅広い分野の知識や技能を活用しながら地域の教育及び文化創生に関する課題の解決に取り組むことができる。

◆教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1. 教育課程の編成・実施等

- (1) 基盤共通教育においては、1年次を中心に、「導入科目」、「基幹科目」、「教養科目」、「共通科目」をバランスよく履修し、広い視野・教養を得る。また、「共通科目」では、3年一貫教育としてコミュニケーション・スキル1（英語）を履修し、英語活用能力の向上を促す。
- (2) 学部専門教育においては、専門教育科目を、「中心科目」、「基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の4つのカテゴリーに分類し、体系的・段階的に学ぶことができるように配置する。
- (3) 「中心科目」は、学部共通科目として位置づけ、地域貢献・地域創生を実践するための基本となる科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を地域課題の解決を目指して総合的に活用し企画・運営・実行していく実践演習群の「フィールドプロジェクト」とで編成する。
- (4) 基盤共通科目・専門教育科目の一部を「自由選択科目」として配置する。
- (5) 各コースに6年一貫履修プログラムを含む複数のプログラムを配置する。

2. 教育方法

- (1) 基礎的かつ包括的な知識を習得する科目群と実践的かつ基礎技術を習得する科目群とを相互補完的に履修させ、知の実践力の育成を促す。
- (2) 主体的な課題発見・解決能力を培うために、PBL型授業を学年進行に伴って拡充する。
- (3) 人間性及び社会性の涵養を促進するために、協働による参加型・対話型授業を初年次から展開する。

3. 教育評価

- (1) 学生自身による到達度の検証と自主的・自律的改善を可能にするような具体的な評価基準を策定し、学習成果を評価する。
- (2) 地域教育の課題解決及び地域貢献・地域創生のために実践力を総合的に活用し、企画・運営・実行する主体性・自律性を評価する。

■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

コース名	内 容
児童教育	<p>山形大学及び地域教育文化学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、児童教育コースの各プログラムでは基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（教育学）」の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と社会性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育に対する使命感と情熱，問題意識を持ち，積極的に学び続けることができる。 (2) 教師の責務の重大さに対する自覚に基づき，高い倫理観と責任感を伴った行動ができる。 (3) 多様な意見を引き出しながら目的の共有を図り，取りまとめるファシリテーターとして地域の教育課題の解決に取り組むことができる。 2. 幅広い教養と汎用的技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育及び学校と地域の連携についての基本的知識がある。 (2) 教科間連携，幼小中高連携，インクルーシブ教育を意識した指導力がある。 (3) グローバルな課題とのつながりにおいて地域課題を捉えた教材開発力を身に付けている。 (4) 子どもの成長と学校教育を支える様々な人々や組織との連携を図るためのコミュニケーション能力がある。 3. 専門分野の知識と技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国や地域の教育政策の動向に基づき，地域の教育を支えるために必要な専門的知識や技能を身につけている。 (2) 地域の教育を支えるために必要な専門的知識を基盤とし，さらに「チーム学校の一員としての教員」に必要とされる知識や技能を活用しながら教育課題の解決に取り組むことができる。
文化創生	<p>山形大学及び地域教育文化学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、文化創生コースの各プログラムでは基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（学術）」の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と社会性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する問題意識を持ち，積極的に学び続けることができる。 (2) 良識ある市民として，地域の伝統文化を尊重しつつ，心身の健康増進及び芸術・スポーツ文化の創造，発展に資する責任ある行動をとることができる。 (3) 多様な意見を引き出しながら目的の共有を図り，取りまとめるファシリテーターとして地域社会の心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する課題解決に取り組むことができる。 2. 幅広い教養と汎用的技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域社会における心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する諸課題についての基本的知識がある。 (2) 学際的な学びを基盤とした心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する地域課題解決の実践力を身につけている。 (3) 地域社会の心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する課題を，世界の多様な社会や文化との関わりの中で捉えることができる国際感覚を身に付けている。 (4) 心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関わる地域の諸課題に柔軟に対応し，他者と協働しながら課題解決に取り組むことができるコミュニケーション能力がある。 3. 専門分野の知識と技能 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域文化創生のために必要な心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関する専門的知識や技能を身につけている。 (2) 地域文化創生に必要な専門的知識を基盤とし，さらに，他分野の知識や技能も活用しながら心身の健康及び芸術・スポーツ文化に関わる地域の諸課題の解決に取り組むことができる。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

コース名	内 容
児童教育	<p>山形大学及び地域教育文化学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、児童教育コースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。</p> <p>1. 教育課程の編成・実施等</p> <p>(1) 基盤共通教育においては、1年次を中心に、「導入科目」、「基幹科目」、「教養科目」、「共通科目」をバランスよく履修し、広い視野・教養を得る。また、「共通科目」では、3年一貫教育としてコミュニケーション・スキル1（英語）を履修し、英語活用能力の向上を促す。</p> <p>(2) 学部専門教育においては、専門教育科目を、「中心科目」、「基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の4つのカテゴリーに分類し、体系的・段階的に学ぶことができるように配置する。</p> <p>(3) 「中心科目」は、学部共通科目として位置づけ、地域貢献・地域創生を実践するための基本となる科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を地域課題の解決を目指して総合的に活用し企画・運営・実行していく実践演習群の「フィールドプロジェクト」とで編成する。</p> <p>(4) 基盤共通科目・専門教育科目の一部を「自由選択科目」として配置する。</p> <p>(5) 「児童教育コース」に2つのプログラムを配置する。</p> <p>○小学校教育プログラム：小学校教育のスペシャリストの養成。小一種免許状（必須）、中・高一種免許状（国語、社会、数学、理科、英語。高校社会は地歴）、幼一種免許状及び特別支援一種免許状が取得可。</p> <p>○チャレンジプログラム：教職大学院進学を前提にした6年一貫教育。小一種免許状（必須）。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>(1) 基礎的かつ包括的な知識を習得する科目群と実践的かつ基礎技術を習得する科目群とを相互補完的に履修させ、知の実践力の育成を促す。</p> <p>(2) 主体的な課題発見・解決能力を培うために、PBL型授業を学年進行に伴って拡充する。</p> <p>(3) 人間性及び社会性の涵養を促進するために、協働による参加型・対話型授業を初年次から展開する。</p> <p>3. 教育評価</p> <p>(1) 学生自身による到達度の検証と自主的・自律的改善を可能にするような具体的な評価基準を策定し、学習成果を評価する。</p> <p>(2) 地域教育の課題解決のために実践力を総合的に活用し、企画・運営・実行する主体性・自律性を評価する。</p>
文化創生	<p>山形大学及び地域教育文化学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、文化創生コースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。</p> <p>1. 教育課程の編成・実施等</p> <p>(1) 基盤共通教育においては、1年次を中心に、「導入科目」、「基幹科目」、「教養科目」、「共通科目」をバランスよく履修し、広い視野・教養を得る。また、「共通科目」では、3年一貫教育としてコミュニケーション・スキル1（英語）を履修し、英語活用能力の向上を促す。</p> <p>(2) 学部専門教育においては、専門教育科目を、「中心科目」、「基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の4つのカテゴリーに分類し、体系的・段階的に学ぶことができるように配置する。</p> <p>(3) 「中心科目」は、学部共通科目として位置づけ、地域貢献・地域創生を実践するための基本となる科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を地域課題の解決を目指して総合的に活用し企画・運営・実行していく実践演習群の「フィールドプロジェクト」とで編成する。</p> <p>(4) 基盤共通科目・専門教育科目の一部を「自由選択科目」として配置する。</p> <p>(5) 「文化創生コース」に3つのプログラムを配置する。</p> <p>○心身健康支援プログラム：地域の健康文化を支援する人材育成。認定心理士、中・高一種免許状（保健体育）取得可。公認心理師の受験資格に関わる単位の修得可。</p> <p>○芸術文化創生プログラム：地域の芸術文化を支援する人材育成。中・高一種免許状（音楽、美術）取得可。</p> <p>○チャレンジプログラム：大学院（社会文化創造研究科文化創造専攻）進学を前提にした6年一貫教育。中・高一種免許状（音楽、美術、保健体育）取得可。</p> <p>2. 教育方法</p> <p>(1) 基礎的かつ包括的な知識を習得する科目群と実践的かつ基礎技術を習得する科目群とを相互補完的に履修させ、知の実践力の育成を促す。</p> <p>(2) 主体的な課題発見・解決能力を培うために、PBL型授業を学年進行に伴って拡充する。</p> <p>(3) 人間性及び社会性の涵養を促進するために、協働による参加型・対話型授業を初年次から展開する。</p> <p>3. 教育評価</p> <p>(1) 学生自身による到達度の検証と自主的・自律的改善を可能にするような具体的な評価基準を策定し、学習成果を評価する。</p> <p>(2) 地域貢献・地域創生のために実践力を総合的に活用し、企画・運営・実行する主体性・自律性を評価する。</p>

学生の行動規範

- ① 私たちは、大学の使命及び本学が掲げる基本理念を深く理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに、教職員等が行う教育、研究、医療及び社会貢献活動に協力します。
- ② 私たちは、学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動します。
- ③ 私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。
- ④ 私たちは、学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み、自ら研鑽して豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得します。
- ⑤ 私たちは、知の共同体に集うものとして、これまで本学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。
- ⑥ 私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動します。
- ⑦ 私たちは、有意義で悔いのない大学生活を送るため、学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣としつつ、豊かな人間関係を築くように努めます。

(山形大学コンプライアンス指針より抜粋)

目 次

I 地域教育文化学部の履修方法等について

1	学科・コース	1
2	履修プログラム	1
3	卒業認定基準	1
4	基盤共通教育に関する科目	1
5	授業科目、単位数、履修方法等	2
6	単位の計算基準	3
7	履修科目の登録	3
8	履修科目の取り消し	3
9	成績評価・単位認定	3
10	転コース	4
11	学位	4

II 履修の案内

1	履修についての留意事項	5
2	履修手続きについて	5
3	成績について	5
4	修学を支援する体制について	6
5	中心科目について	8
6	教育臨床体験（介護等体験）について	8
7	「履修カルテ」について	9
8	卒業研究及び特別課題演習等について	9
9	社会体験（インターンシップ）について	9

III 学生生活の案内

1	学生生活の心得	11
2	事務窓口について	11
3	諸手続きについて	11
4	授業料	13
5	欠席届	13

IV 地域教育文化学科各コースのカリキュラム

1	児童教育コース	15
2	文化創生コース	20

V 教員免許取得のための履修方法等

1	取得できる免許状について	25
2	小学校教諭一種免許状	26
3	幼稚園教諭一種免許状	27
4	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）（特別支援教育に関する科目）	28
5	中学校・高等学校教諭一種免許状	29
6	中学校教諭・高等学校教諭一種免許状（教科に関する専門的事項）	31
7	中学校教諭・高等学校教諭一種免許状 （教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目）	34
8	中学校・高等学校教諭一種免許状（各教科の指導法）	34
9	幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状（大学が独自に設定する科目）	35
10	幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状（教育実習）	36

VI 諸資格取得のための履修方法等

1	公認心理師科目の履修方法（文化創生コース限定）	39
2	認定心理士資格申請のための履修方法等（文化創生コース限定）	40
3	学校図書館司書教諭資格取得のための履修方法等	41
4	社会教育主事資格取得のための履修方法等	42
5	学芸員となる資格の取得について	43

VII 養護教諭特別別科

1	概要	45
2	授業科目、単位数及び履修方法	46
3	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）	48

VIII 関係規則・要項等

1	山形大学地域教育文化学部履修規程	51
2	山形大学地域教育文化学部介護等体験実施要項	54
3	山形大学インターンシップ実施要項	56
4	山形大学学部規則（抄）	57
5	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）等	60
6	山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）	70

IX 学部案内図・講義室略図

1	小白川・飯田両キャンパス図	73
2	小白川キャンパスマップ	74
3	地域教育文化学部1号館配置図（1～5階）	75
4	地域教育文化学部1号館（音美校舎）配置図（1～3階）	76
5	地域教育文化学部2号館配置図（3～5階）	77
6	地域教育文化学部3号館配置図（1～7階）	78

I 地域教育文化学部の履修方法等について

- 1 学科・コース
- 2 履修プログラム
- 3 卒業認定基準
- 4 基盤共通教育に関する科目
- 5 授業科目, 単位数, 履修方法等
- 6 単位の計算基準
- 7 履修科目の登録
- 8 履修科目の取り消し
- 9 成績評価・単位認定
- 10 転コース
- 11 学位

I 地域教育文化学部の履修方法等について

山形大学学部規則（以下「学則」という。）第28条第2項、第31条及び山形大学科目履修規程第5条の規定に基づく本学部における授業科目、単位数、授業時間数並びに専門教育科目の履修方法及び専門教科に関する必要な事項は、学則に定められるもののほか、以下に説明する内容によります。

1 学科・コース

(学 科)

本学部に次の学科を置き、定員を次のとおりとします。

地域教育文化学科 175人

(コース)

地域教育文化学科に次のコースを置き、定員を次のとおりとします。

児童教育コース 80人

文化創生コース 95人

2 履修プログラム

各コースに次の履修プログラムを置き、学生はいずれかの履修プログラムを選択します。

児童教育コース（小学校教員免許が必修になります。）

・小学校教育プログラム

中学校教員免許（国・社・数・理・英）、高等学校教員免許（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭免許、特別支援学校教員免許のいずれか及び社会教育主事資格が取得しやすいように編成されています。

・チャレンジプログラム

山形大学大学院教育実践研究科（教職大学院）に進学することを前提に6年一貫教育を行います。学部4年次修了の段階で小学校教諭一種免許状取得を必須とするほか、中学校教諭一種免許状（国・社・数・理・英）、高等学校教諭一種免許状（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状のいずれかについても取得できるカリキュラム編成になっています。

文化創生コース

・心身健康支援プログラム

心身健康支援について、より高度な知識と技能を習得しやすいように編成されています。また、中学・高校教員免許（保健体育）や、公認心理師・認定心理士の申請資格が取得しやすいように編成されています。

・芸術文化創生プログラム

芸術文化創生について、より高度な知識と技能を習得しやすいように編成されています。また、中学・高校教員免許（音楽）、中学・高校教員免許（美術）が取得しやすいように編成されています。

・チャレンジプログラム

造形、音楽、スポーツ分野における文化創生について、学士および修士の取得を前提とし、学士課程と修士課程の大学院社会文化創造研究科（社会文化創造専攻 芸術・スポーツ科学コース）の6年一貫教育を選択するプログラムです。

3 卒業認定基準

各コースの卒業認定基準は、別に定めるところによります。（51～53頁参照）

4 基盤共通教育に関する科目

基盤共通教育に関する科目（導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目）の履修は、山形大学基盤共通教育履修要項に定めるもののほか、別に定めるところによります。（52頁及び次表参照）

《 参 考 》 基盤共通教育科目の履修

導入科目	「スタートアップセミナー」を含めて、児童教育コースは3単位、文化創生コースは2単位以上を修得すること。
基幹科目	『人間を考える・共生を考える』及び『山形から考える』の両領域から、それぞれ1科目2単位ずつの計4単位を修得すること。
教養科目	児童教育コースは11単位以上、文化創生コースは12単位以上を修得すること。また、『文化と社会』『自然と科学』『応用と学際』の各領域からそれぞれ2単位以上を修得すること。 なお、教員免許を取得しようとする者は、『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位を含めて修得すること。
共通科目	『情報科学』領域から「情報処理」2単位及び『健康・スポーツ』領域から1単位以上を修得すること。また、『コミュニケーション・スキル1』領域*（英語1、英語2及び英語3）10単位及び『コミュニケーション・スキル2』領域（1か国語）4単位を修得すること。『サイエンス・スキル』領域及び『キャリアデザイン』領域は自由選択科目に充てられる。 なお、教員免許状を取得しようとする者は、『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上修得すること。

※英語1：「総合英語」（2単位）、「コミュニカティブ英語」（2単位）

英語2：「発展英語A」（2単位）、「発展英語B」（2単位）

英語3：「発展英語C」（2単位）

1年生の後期に実施するTOEIC IPテストを受験する。このTOEIC IPテストで700点以上を取得した場合は、申請により発展英語A・B・Cの計6単位を、600点以上を取得した場合は、申請により発展英語A・Bの計4単位を、550点以上を取得した場合は、申請により発展英語Aの2単位を認定する。

2年生の後期に実施予定のTOEIC IPテストで550点以上のスコアを取得した場合は、申請により発展英語Cの2単位を認定する。

※英語1、英語2及び英語3の詳細については、『基盤共通教育案内』のコミュニケーション・スキル1（英語）に関する記載事項を参照のこと。

※教員免許状を取得しようとする場合については、25頁以降を確認すること。

5 授業科目、単位数、履修方法等

授業科目、単位数、履修方法等については、別に定めるところによります。（51頁～53頁及び次表参照）

《 参 考 》 専門教育科目の区分

・中心科目（1、2、3年次に履修）：

「健康・文化・教育の諸相を知る」というテーマのもと、各コース共通の科目を配置し、地域を支える健康支援・文化醸成・教育活動の基層を多面的かつ構造的に学ぶ科目群と、基礎科目及び専門科目で学んでいる知識と技能を社会の中で総合的に活用し、企画運営及び実践を行う実践演習科目群『フィールドプロジェクト』とによって、地域を支える活動を複数領域の融合活動としてイメージできるようにすることを目的とする。

・基礎科目（主に2年次に履修）：

必修・選択必修を配置し、各コースが養成する人材像を理解させるとともに、その実現のために必要とされる基礎的な知識と技能とを習得させ、特に論理的な思考力の育成を目指す。

・専門科目（主に3年次に履修）：

「実践力と分析力を向上させる」というテーマのもと、演習・実習科目や高度な専門知識の習得を目的とする科目を配置し、分析力を向上させるとともに、習得した知識技能を総合して実践する力を育成する。

- ・発展科目（主に2～4年次に履修）：

自らの志望や適性に応じて学生に選択させ、総合的かつ実践的な問題解決能力を育成する。

- ・自由選択科目（自由科目）：

地域の課題を広い視野から捉えられる能力を育成し、具体的な課題解決法を実践できる高い専門的知識及び技能を学生が主体的かつ能動的に習得できるように、「基盤共通教育科目」「専門教育科目」区分の科目の超過分、また他コース、他学部、他大学で修得した単位を学生の自由選択により履修させる。

《 参 考 》 地域教育文化学科の最低修得単位数

科 目 コース	基盤共通教育科目				専 門 教 育 科 目				自 由 選 択 科 目	総 計
	導 入 科 目	基 幹 科 目	教 養 科 目	共 通 科 目	中 心 科 目	基 礎 科 目	専 門 科 目	発 展 科 目		
児童教育コース	3	4	11	17	10	36	25	12	12	130
文化創生コース	2	4	12	17	10	33	20	12	20	130

- ・「基盤共通教育科目」「専門教育科目」については、上記を参照のこと。
- ・「専門教育科目」の各区分は、区分中必修科目を全て修得した上で、最低修得単位数以上を修得すること。
- ・「自由選択科目（自由科目）」は「基盤共通教育科目」「専門教育科目」の各区分で最低修得単位数を超過した単位を充ててもよい。また、他コース、他学部、他大学等で修得した単位を充てることができる。
- ・児童教育コースは卒業要件として、小学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

6 単位の計算基準

各科目の単位の計算基準は、学則第31条により、次のように定めます。

- (1) 講義及び演習については、30時間の授業をもって2単位とします。なお、特別演習については、30時間の授業をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とします。なお、公認心理師試験の受験資格に係わる心理実習については、45時間の授業をもって1単位とします。

7 履修科目の登録

- (1) 学生は、履修しようとする授業科目を学年又は学期の始めの定められた期日までに登録しなければなりません。
- (2) 登録していない科目は、単位の認定が行われません。

8 履修科目の取り消し

履修登録した科目について、履修を取りやめる場合には、授業開始後の定められた期間に登録した科目の履修取り消し手続きを行わなければなりません。集中講義において履修取り消しを希望する場合は、可及的速やかに学生センター地域教育文化学部担当に届け出なければなりません。履修取り消しの手続きをしない場合は、その科目は成績評価の対象となります。

9 成績評価・単位認定

- (1) 成績の評価は、原則として、当該授業の終了する学期末に行います。
- (2) 成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とします。また、成績証明書等における評定記号の配点基

準は、次のとおりとします。ただし、教育臨床体験（介護等体験）及び社会体験（インターンシップ）を除きます。

S	100～90点
A	89～80点
B	79～70点
C	69～60点
F	59～0点

さらに、GPA（Grade Point Average）による成績の評価を行います。（6頁参照）

- (3) 単位の認定は、試験・報告書・論文及び平常成績等による担当教員の審査に基づき教授会が行います。
- (4) 追試験・再試験は、原則として行いません。ただし、病気その他やむを得ない事情のため受験できなかった者は、願い出により認めることがあります。

10 転コース

- (1) 転コースを希望する者は、学部長に文書をもって願い出なければなりません。
- (2) 転コースは、1年後期終了時点までに30単位以上修得しなければ、選考試験を受けることができません。
- (3) 転コースの願い出は、現に所属するコースの了解を得なければなりません。
- (4) 転コースの時期は、2年前期の学期始めとし、願書は、1月末までに学生センター地域教育文化学部担当に提出してください。
- (5) 転コースの願い出は、原則として、コースの定員を超えない範囲で受け付けます。
- (6) 転コースの選考は、希望するコースにおいて、試験（筆記、口述、実技等）に基づいて行い、原則として、入学者選抜試験の成績を加味します。

11 学位

本学部の卒業者には、次に掲げる学士の学位を与えます。

児童教育コース	学士（教育学）
文化創生コース	学士（学術）

学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では、本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置しています。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は、エンロールメント・マネジメント部教育課にご相談等してください。

（電話：023-628-4841，メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）

なお、相談された方がそのことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありませんのでご安心ください。

II 履修の案内

- 1 履修についての留意事項
- 2 履修手続きについて
- 3 成績について
- 4 修学を支援する体制について
- 5 中心科目について
- 6 教育臨床体験（介護等体験）について
- 7 「履修カルテ」について
- 8 卒業研究及び特別課題演習等について
- 9 社会体験（インターンシップ）について

Ⅱ 履 修 の 案 内

1 履修についての留意事項

- (1) 各自の学年より上級学年の授業科目は、履修できません。
- (2) 単位を修得した授業科目は再履修できません。
- (3) 「Ⅰ, Ⅱ」, 「A, B」の表示がある科目の取り扱い
Ⅰ・Ⅱ・・・の表示がある授業科目は、Ⅰから順序よく受講してください。
A・B・・・の表示がある授業科目は、どちらから受講してもかまいません。
- (4) 選択必修・選択科目は毎年開講とは限らないので、シラバス・時間割表を参照のうえ、履修計画を立ててください。
- (5) カリキュラム改正に伴い、授業科目及び単位等が変更になった場合は、学生センター地域教育文化学部担当がオリエンテーションや掲示で指示しますのでそれに従って履修してください。

2 履修手続きについて

自分の学習計画は自分で立案すべきものです。必修、選択必修、選択、卒業に必要な最低修得単位数が定められていますので、それを十分に理解し、誤りのないようにしなければなりません。このため、前・後期の各学期当初に履修相談を行い、履修方法等について説明しています。

不明な点は、必ずアドバイザー又は地域教育文化学部担当に問い合わせてください。自分勝手な判断あるいは責任のない人の言葉により誤った履修計画を立てたために卒業が遅れる場合もありますので、あくまでも慎重に計画を立ててください。履修計画ができれば、所定の期日までに履修登録を行ってください。

また、履修手続き上の留意点は、次のとおりです。

- (1) 基盤共通教育科目
 - ① 基盤共通教育案内（別冊子）に従って履修登録を行ってください。
 - ② 必要な事項については、全て掲示により周知しますので、webclass（ウェブクラス）や基盤教育1号館1階の掲示板の掲示に留意してください。
 - ③ 不明な点は、学生センター基盤教育担当に問い合わせてください。
- (2) 専門教育科目
履修しようとする科目は、所定の期日までに、履修登録を行ってください。
所属する学年より上級学年に開講されている専門教育科目は履修できません。
既にクラス指定がされている科目に関しても、履修登録を行ってください。また、同一校時には1科目しか申し込むことはできません。
- (3) 他学部の履修申込みについて
 - ① 所属する学年より上級学年に開講されている専門科目は、履修できません。
 - ② コンソーシアム山形で公開している科目で所属する専攻に関連した専門科目は履修が可能です。科目名については各学部窓口で確認してください。なお、修得した単位は自由選択科目（自由科目）として扱います。
- (4) 履修登録
 - ① 毎週の授業の履修登録は各学期の初めの所定の時期に行います。(1)または(2)の科目は、所定の時期までに、Webから履修登録を行ってください。
 - ② 集中講義と他学部の授業の履修登録はそれぞれの手続き方法に従ってください。方法・期日等は各学期のオリエンテーションまたは掲示により指示します。

3 成績について

成績確認表は、原則として学期当初のアドバイザーとの懇談会で配付します。各自大切に保管してください。

なお、4年次前期（4月頃を予定）に、卒業に必要な最低修得単位数の確認を行います。学生自身も自分の単位修得状況を、成績確認表により常に把握しておいてください。修得状況を把握しなかったため、卒業に支障となる場合があるので、十分に注意してください。

4 修学を支援する体制について

本学では、大学教育の機能向上を目的として、GPAを利用した成績評価制度を導入し、アドバイザーによる指導・助言を行っています。また、学習についての相談に対応する学習サポートルームがあります。

(1) 成績評価制度について

成績は素点で評価され、以下の表に定める区分により、S、A、B、C、Fの5段階の評定記号に応じて、それぞれのGP (Grade Point) を付加し、GPA (Grade Point Average) を算出します。

① 成績評価区分と付加されるGPについて

評価区分	評定記号と評価内容	付加されるGP
100～90点	S：到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。	4
89～80点	A：到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。	3
79～70点	B：到達目標を達成している。	2
69～60点	C：到達目標を最低限達成している。	1
59～ 0点	F：到達目標を達成していない。	0
	N：単位認定科目であり、GPAの対象としない	なし

② GPAとは

GPAは、高等学校の評定平均値のように、学習の成績を総合的に判断するための指標です。GPAは、GPA対象授業科目のうち、履修登録した科目について、それぞれの単位数にGP (4, 3, 2, 1, 0のいずれか) をかけ、その合計ポイントを、それぞれの単位数の総和で割ったものです。

(例) GPA算出方法

科目名	評定	単位数	GP	
教育原論	S	2単位	4	$2 \times 4 = 8$
教育実践 I (国語)	F	1単位	0	$1 \times 0 = 0$
発達心理学	A	2単位	3	$2 \times 3 = 6$
合計		5単位		14点

$$GPA = 14 \text{点} \div 5 \text{単位} = \underline{2.80}$$

(↑この単位数にはF (不合格科目) の単位数も含まれます。)

③ GPAの適用除外科目について

GPAは、すべての授業科目を対象とします。

ただし、単位の修得のみで評価を付さない次の科目については除外されます。

- ① 合格又は不合格だけを判定する授業科目
- ② 編入学または転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目 (学則第36条)
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目 (学則第35条)

④ 履修取り消し

履修登録した科目の履修を取り消す場合には、授業開始後の定められた期間内に履修取り消し手続きを行ってください。集中講義において履修取り消しを希望する場合は、可及的速やかに学生センター地域教育文化学部担当に届け出てください。履修取り消しの手続きをしない場合は、その科目は成績評価の対象となります。

ただし、履修科目登録の取り消し期間が過ぎても、病気や事故等、やむを得ない事情が発生し、履修科目の登録取り消しを希望する場合は、「履修取り消し願」の提出によって認められます。

⑤ 再履修した科目の学習成績

不合格となった科目を再履修した場合は、不合格となった学習成績と新たな学習成績の両方が成績として記録されます。

(例) 再履修した科目の記録

科目名	評定	
学習心理学	F	(2年前期に不合格)
学習心理学	A	(3年前期に合格)
教育社会学	C	

⑥ GPA最低基準値及び修得単位数最低基準値の設定

本学部では、GPAの最低基準値と、学期（または学年）ごとの修得単位数の最低基準値を、次のように設定しています。

GPAの最低基準値（指導対象基準値） 2.0

学年・学期終了時点の修得単位数の最低基準値

	前期	後期
1年		30
2年	45	60
3年	75	90

本学部では、これらの基準値を下回った学生に対して、アドバイザーから履修指導が行われます。

⑦ 履修登録単位数の上限設定

各学年・学期終了時点の修得単位数の最低基準値および各学期ごとのGPA最低基準値を下回った学生は、履修指導計画等についてアドバイザーと相談の上、次学期の履修登録数を決めます。

履修登録科目数（単位数）の上限は、15科目（20単位）を目安に指導します。

なお、集中講義や教育実習等、期間限定の授業は、履修登録の上限から除きます。

⑧ 履修登録科目の上限（CAP制）

大学の授業科目の単位は、大学での講義等に加えて予習・復習・課題などの自主学習を行った上で、さらに試験等により合格の評価を受けることで認定されます。本学部では、学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入しています。

各学期に履修登録できる科目の上限単位数は、24単位です。この24単位には、基盤共通教育科目、地域教育文化学部専門科目、他学部開講科目、他大学単位互換科目を含みます。

ただし、以下の科目は上限単位数の算定から除外されます。

- (1) 児童教育コースにおいては小学校教員免許状以外の副免許状取得に必要な科目で、「小学校教諭免許必選別」が空欄のもの、文化創生コースにおいては教員免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の内「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
- (2) 社会教育主事任用資格、学芸員資格、公認心理師試験受験資格、認定心理士資格、学校図書館司書教諭資格の取得に必要な科目
- (3) 集中講義科目、隔年開講科目、卒業研究、教職実践基礎プレゼンテーション、特別研究基礎プレゼンテーション

また、特段の事情がある場合には、申請により上限を超えた履修登録が認められることがあります。

⑨ 成績評価に対する問い合わせについて

成績評価に関して、疑義が生じた場合の問い合わせは、原則、該当する授業科目の成績が発表された日を含む3日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできます。）に必要事項を記入のうえ、担当窓口（基盤共通教育については小白川キャンパス事務部運営支援課基盤教育担当、学部については小白川キャンパス事務

部地域教育文化学部事務室教務担当（学生センター内）へ提出してください。なお、詳細については、同担当窓口にご相談ください。

(2) アドバイザー制度について

本学では、きめ細かな修学指導を行うため、学生一人一人に対して責任を持って指導するアドバイザーが決められています。

アドバイザーは、学生が有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。修学面、生活面に関わらず、心配な事がある時は、まず、各自のアドバイザーを訪ねてください。もし、アドバイザーで解決できない問題がある場合には、そのアドバイザーが責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行います。

また、学年の進行に伴い、担当するアドバイザーが交替する場合がありますが、卒業まで一貫して責任を持った指導体制が取られます。

なお、3年次以降のアドバイザーは、以下の体制となります。

コース	プログラム	アドバイザー	備考
児童教育コース	小学校教育プログラム	ゼミ指導教員 （「特別課題演習・指導教員事前届」の提出後）	ゼミ指導教員が他コース等の教員となる場合は、1・2年次のアドバイザー教員が引き続き担当します。
文化創生コース	心身健康支援プログラム		
	芸術文化創生プログラム		

※なお、チャレンジプログラムの学生のアドバイザーは学部の教員と大学院の教員の2名体制となります。

(3) サポートファイルについて

学生一人一人に対して責任を持ってサポートするため、個人個人の学習履歴、GPA、各種の相談履歴等を「サポートファイル」として記録します。アドバイザーは、このサポートファイルにより、学生個人の状況を把握し、適切な助言を行います。

このサポートファイルは、アドバイザーによる助言等のためのもので、内容が外に漏れたり、他の目的のために利用されることは一切ありません。

(4) 学習サポートルームについて

小白川キャンパスでは、「学習サポートルーム」が設置されています。

サポートルームの開設日、担当教員等については、掲示やホームページを参照。または、学生センター学務担当へお問い合わせください。

<http://www.yamagata-u.ac.jp/gakumu/yuss/index.html>

5 中心科目について

中心科目の修得単位数は10単位です。このうち、「フィールドプロジェクト」から2単位を選択し修得することが必要となります。

詳しくは、3年次前期に実施されるオリエンテーションで説明します。

6 教育臨床体験（介護等体験）について

小学校又は中学校教諭免許状を取得しようとする者は、2年次（以降）に社会福祉施設及び特別支援学校（附属特別支援学校）で介護等体験を行う必要があります。（54頁）

※文部科学省令により、「介護等の体験を要しない者」と認められる場合は、この限りではありません。

介護等体験には、30単位以上修得した者が参加できます。また、必ず事前指導を受け、大学及び実施施設・学校の指導に従って体験を行わなければなりません。詳細については、オリエンテーション等で説明します。

社会福祉施設及び附属特別支援学校で介護等体験を修了し、証明書（写）を提出した者は、教育臨床体験（介護等体験）2単位が認定されます。

7 「履修カルテ」について

- (1) 「履修カルテ」は、小学校又は中学校教員免許状を取得しようとする者が、4年次の後期に開講される教職必修科目「教職実践演習」を履修する場合、必要になるものです。
- (2) 「履修カルテ」は、学生が教員として必要最低限の資質能力を確実に修得していることを大学が確認するために、作成が義務付けられています。
- (3) 「履修カルテ」には2つの領域があります。1つは『履修カルテ①「教職関連科目の履修状況」』の領域、1つは『履修カルテ②「自己評価シート」』の領域です。
- (4) 学生は、2年次以降の4月のオリエンテーションから1週間以内に、『履修カルテ①「教職関連科目の履修状況」』の成績評価や所見に基づいて、『履修カルテ②「自己評価シート」』に自己評価を行います。
- (5) 「履修カルテ」を基に、普段の学生の教職指導や「教職実践演習」で資質能力の修得状況について最終的な確認と不足する資質能力の補完的指導を行います。

8 卒業研究及び特別課題演習等について

- (1) 特別課題演習及び卒業研究等の指導教員は、原則として所属コースの教員です。ただし、必要な場合は、他コースの教員等も可とします。
- (2) 特別課題演習及び卒業研究等に係る下記のものについては、学生センター地域教育文化学部担当に下記の提出期日までに提出してください。ただし、提出期日が土・日にあたる場合は金曜日に繰り上がります。

小学校教育プログラム	特別課題演習・指導教員事前届	3年次の4月30日正午まで
心身健康支援プログラム	卒業研究題目届	4年次の4月30日正午まで
芸術文化創生プログラム	卒業研究	4年次の1月31日正午まで
チャレンジプログラム (児童教育コース)	学習開発デザインセミナー・指導教員事前届 教職実践基礎プレゼンテーション題目届 教職実践基礎プレゼンテーション	3年次の4月30日正午まで 4年次の4月30日正午まで 4年次の1月31日正午まで
チャレンジプログラム (文化創生コース)	地域文化デザインセミナー・指導教員事前届 特別研究基礎プレゼンテーション題目届 特別研究基礎プレゼンテーション	3年次の4月30日正午まで 4年次の4月30日正午まで 4年次の1月31日正午まで

(注)4年以上在籍した人は、9月卒業もできます。その場合の卒業研究等の提出期日は、8月31日正午までです。

(注)4年以上在籍した人の提出方法については、別途お知らせします。

9 社会体験（インターンシップ）について

- (1) 「社会体験（インターンシップ）」は、企業や行政、非営利団体等における業務の実習を通じて、学習意欲と就職に対する意識を喚起するとともに、高い職業意識や実社会への適応力、自立心・責任感を養成することを目的としています。
 - (2) 3年次学生を対象として、原則として夏季休業期間に、5日間から10日間程度実施します。(56頁)
- ※ 詳細については、オリエンテーション等で説明するので、参加希望者は掲示に留意してください。
- (3) 文化創生コースは発展科目、児童教育コースは自由選択科目となります。

Ⅲ 学生生活の案内

- 1 学生生活の心得
- 2 事務窓口について
- 3 諸手続きについて
- 4 授業料
- 5 欠席届

Ⅲ 学 生 生 活 の 案 内

以下の内容は、主として2年次以降の学生生活の案内です。1年次は、基盤教育案内をご覧ください。

なお、本学では、アドバイザー制度（8頁参照）を設けています。修学上の悩み等はもちろん、その他の学生生活全般に係る悩み事等についても、一人で抱え込まずに、気軽にアドバイザー教員に相談してください。

1 学生生活の心得

(1) 掲示板

学生への通知・連絡・呼出し等はすべて掲示によって行われますので、掲示板は常時注意して見る習慣を付け、重要な掲示を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないよう心掛けてください。

なお、地域教育文化学部に係る連絡事項等は、WebClass（ウェブクラス）のWeb掲示板に掲載されます。（紙での掲示物は地域教育文化学部1号館1階の掲示板に掲載されます。）また、基盤教育に係る連絡事項等は、基盤教育1号館1階の掲示板に掲載されます。

(2) 掲示・ポスター等

掲示・ポスター等は事前に学生センター学生企画・課外担当に届け出て認印を受けた後、学生用掲示板に掲載することができます。それ以外の場所には掲示しないでください。また、期限を過ぎたものは、速やかに取り除いてください。

(3) 教室等の使用について

授業時間外の教室使用は原則として認めません。（自習室としての利用を認められている場合を除く。）

ただしやむを得ない場合は、アドバイザー又は指導教員の許可を得て使用することができます。

借用した教室等でのごみの投げ捨ては厳禁です。もし、ごみの投げ捨てが判明した場合は、即刻使用許可を取り消し、その後の使用も認めないことがあります。また、使用時間を厳守し、使用後の戸締まり及び消灯については、申し込み責任者が責任をもって行ってください。

(4) 喫煙

小白川キャンパスは喫煙場所を限定（分煙）しています。喫煙所には灰皿はありませんので、必ず携帯灰皿を持参して喫煙してください。喫煙所以外での喫煙は絶対に行わないでください。

(5) 交通事故等の報告について

交通事故等の当事者となった場合は、被害者側、加害者側の如何にかかわらず直ちに学生センター地域教育文化学部担当に報告してください。

2 事務窓口について

学生に直接関係のある事務は、学生センターで行います。

窓口業務時間帯は、午前8時30分から午後5時00分までです。（土・日・祝日・年末年始は休業です。）

3 諸手続きについて

(1) 学生証の発行について

学部学生については、入学当初のオリエンテーション時に学生証を発行します。この学生証は、4年間有効であり、また学生としての身分を証明する重要なものですので、必ず携帯してください。

なお、学生証は、卒業、退学、除籍又は有効期限が過ぎた場合は、直ちに返却してください。学生証を紛失したとき又は使用に耐えられなくなったときは、速やかに小白川キャンパス生協窓口（学生会館1階）にて再発行手続きを行ってください。

(2) 諸証明書の発行について

① 自動発行機により発行されるものは以下のとおりです。

ア. 在学証明書（和文）

イ. 卒業・修了見込証明書（和文）

ウ. 成績証明書（和文）

エ. 学生旅客運賃割引証（学割）

・年間1人当たりの交付枚数に限度がありますので有効に使用してください（年間10枚）。

・学割証を他人に譲渡したり、不正に使用したりしないでください。

・乗車券の購入及び旅行の際は、必ず学生証を携行してください。

オ. 健康診断書（初回は、保健管理センターへ申し込んでください。）（和文）

- ② 自動発行機により発行されるもの以外は学生センター窓口で申し込んでください。窓口で申し込む証明書は即日交付はできません。申込後1週間程度を要しますので、あらかじめ余裕をもって申し込んでください。また、英文証明書等の特殊な証明書については、発行まで時間を要しますので、2週間前までに申し込んでください。なお、就職等に必要書類は全て学生センター就職担当へ申し込んでください。

ア. 単位修得証明書等（窓口：学生支援・証明書担当窓口）

備付けの諸証明書交付願に所要事項を記入し申し込んでください。

イ. 列車の通学証明書（窓口：学生センター学生企画・課外担当）

列車の通学証明書を必要とする者は、あらかじめ、学生センター学生企画・課外担当から通学定期乗車券発行控（シール）を受け取り、学生証の裏面に貼り、駅購入窓口の所定用紙に記入し、学生証の通学定期乗車券発行控を駅窓口に提示して、購入してください。

- (3) 諸届出について（窓口：学生センター地域教育文化学部担当）

- ① 住所変更届、保証人変更届について

現住所変更、保証人変更及び保証人住所変更があった場合は、速やかに届け出てください。

- ② 本籍変更、改姓及び改名について

本籍変更、改姓及び改名した場合は、20日以内に届け出てください。

- (4) 転学部・転学科・転コース・休学・復学・退学・除籍について（窓口：学生センター地域教育文化学部担当）

- ① 転学科・転コース

地域教育文化学部は地域教育文化学科1学科であり、転学科は対象外となります。

転コースについては、「I 地域教育文化学部の履修方法等について」の中の「転コース」の項に従ってください。（4頁参照）

- ② 転学部

転学部を希望する者は、あらかじめ希望する学部の了解を得た上で、転学部願を保証人連署の上、アドバイザーの承認を得て、1月末までに提出してください。

- ③ 休学

病気その他の理由で2か月以上修学できない場合は、願い出により休学することができます。休学しようとする場合は、休学願を保証人連署の上、アドバイザーの承認を得て提出してください。病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

当年度内での休学期間は1か年以内ですが、期間が満了してもその理由が消滅しない場合は、更に期間の延長を願い出ることができます。（期間を延長する場合は、休学期間満了前に休学願を改めて提出してください。）休学期間は通算して3年を超えることはできません。また、休学期間は在学期間に算入しません。

授業料の納付期限内（前期は4月1日から4月30日、後期は10月1日から10月31日）に休学を許可された場合は、月割計算額（年額の1/12に相当する額）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間が月初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料が免除されます。したがって、授業料の納付期限後に休学が許可された者は、全額納付しなければなりません。

なお、授業料の徴収猶予（月割分納、延期等）が認められた場合の納付期限は、それぞれの納付期限によります。

また、納付済みの授業料は還付されません。

- ④ 復学

休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願を保証人連署の上、アドバイザーの承認を得て提出してください。また、休学期間満了に伴う復学の場合は、休学期間満了前に同様の届け出を提出してください。

- ⑤ 退学

退学しようとする者は、退学願を保証人連署の上、詳細な理由を記入し、アドバイザーの承認を得て提出してください。

退学する場合には、その納期に属する授業料は納付しなければならないので、授業料納付月の当初（前期は4月1日、後期は10月1日）から退学を希望する場合は、授業料納付前月末（前期は3月末日、後期は9月末日。末日が土・日・祭日となった場合はその前日）までに願い出てください。

⑥ 除籍

在学期間が修業年限の2倍を超えた者、すなわち在学期間8年以内に本学部の各コースで定める「卒業認定基準」の最低修得単位数を修得しない者は除籍されます。

また、授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は除籍の措置が取られます。

なお、他にも学則の定めるところにより、除籍の措置が取られる場合があります。

4 授業料

本学では、事故防止・納入の利便性等の理由から、授業料は口座振替（授業料代行納付制度）を行っています。

授業料は、4つの納付パターン（納付回数）から選択して、口座振替により納めていただきます。指定の期日に授業料を引き落とします。指定口座に入金しておいてください。

授業料の改定がある場合は、あらかじめ掲示等によりお知らせします。

5 欠席届

病気（入院）・忌引・教育実習・介護等体験・課外活動・公共交通機関の不通・ボランティア活動等で、欠席する場合は、学生センター地域教育文化学部担当から欠席届を受け取り、授業担当教員に提出してください。

ただし、この届は欠席の理由を授業担当教員へ知らせるものであり、必ずしも配慮されるものではありません。

IV 地域教育文化学科各コースのカリキュラム

- 1 児童教育コース
- 2 文化創生コース

IV 地域教育文化学科各コースのカリキュラム

児童教育コースの履修について

1. 児童教育コースの履修について

(1) 児童教育コースで開講している科目は、「1 児童教育コース」の開講科目一覧のとおりです。この一覧から、中心科目、基礎科目、専門科目、発展科目の単位を履修します。

(3頁の「地域教育文化学科の最低修得単位数」を参照してください。)

(2) 児童教育コースでは、次のような「履修プログラム」を用意しています。

- ・小学校教育プログラム
- ・チャレンジプログラム

小学校教育プログラムでは、卒業要件として小学校教諭一種免許状を取得します。さらに卒業要件とはしませんが、中学校教諭一種免許状（国・社・数・理・英）、高等学校教諭一種免許状（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状のいずれかを取得しやすいように編成されています。

チャレンジプログラムでは、山形大学大学院教育実践研究科（教職大学院）に進学することを前提に6年一貫教育を行います。学部4年次修了の段階で小学校教諭一種免許状取得を必須とするほか、中学校教諭一種免許状（国・社・数・理・英）、高等学校教諭一種免許状（国・地歴・数・理・英）、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状のいずれかについても取得できるカリキュラム編成になっています。また、大学院進学後に所定の単位を修得することにより専修免許状を取得できます。

(3) 「チャレンジプログラム」については1年次前期に行う所定の手続きと選考をもって、1年次後期の履修登録までに確定されます。それ以降の小学校教育プログラムからチャレンジプログラムへの変更は認められません。チャレンジプログラムでは、学部3年次に「大学院履修資格認定」が行われます。「大学院履修資格認定」に合格した場合、学部4年次から一定の範囲で教職大学院科目の授業履修が認められ、取得単位は大学院進学後に大学院の単位として認定されます。

授業科目・単位数

(地域教育文化学科 児童教育コース)

科目区分	授業科目	授業形式	開講単位数	卒業要件上の 必修選択別	プログラム	小学校教諭免 許必選別	幼稚園教諭免 許必選別	中学校教諭免 許必選別	高等学校教諭免 許必選別	特別支援学校教 諭免許必選別	開講週時間								備考
											1年		2年		3年		4年		
											前	後	前	後	前	後	前	後	
中心 科目	男女共同参画社会と教育	講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選			2						教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
	地域社会とファミリーセッション	講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選				2					教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
	教育原論	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必			2						教職3欄理念等(幼・小・中・高)	
	音楽史概説	講義	2	選択	小・チ							2							
	発達心理学	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必			2						教職3欄心身発達等(幼・小・中・高)	
	造形史概説	講義	2	選択	小・チ							2							
	特別支援教育総論	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必			2						教職3欄特支(幼・小・中・高)	
	地域環境と経済	講義	2	選択	小・チ							2							
	学校・地域における食育	講義	2	選択	小・チ	選		選				2						教職6欄大学が独自で設定する科目(小・中)	
	生涯学習論	講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選			2						教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
	フィールドプロジェクトA(地域音楽交流)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)				
	フィールドプロジェクトB(伝統文化とものづくり)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)				
	フィールドプロジェクトC(地域食文化交流)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)				
	フィールドプロジェクトD(地域スポーツ文化交流)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)				
フィールドプロジェクトE(まちづくりと社会参画)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)					
フィールドプロジェクトF(科学体験教室)	実習	2	選択必修	小・チ										集中(60h)					
基礎 科目	教職論	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必		2							教職3欄(幼・小・中・高)	
	教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必			2						教職4欄上段方法・技術(幼・小・中・高)	
	道徳教育の理論と実践	講義	2	必修	小・チ	必		必	選				2					教職4欄下段道徳(小・中) 大学が独自に設定する科目(高のみ)	
	学習心理学	講義	2	選択	小・チ	選	選					2						教職3欄心身発達等(幼・小)	
	国語の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1	選					2						教科(幼・小)	
	社会の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1						2						教科(小のみ)	
	算数の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1	選						2					教科(幼・小)	
	理科の基礎	講義・実験	2	選択	小・チ	※1							2					教科(小のみ)	
	生活の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1	選					2						教科(幼・小)	
	音楽の基礎	講義	2	必修	小・チ	必	必						2					教科(幼・小)	
	図画工作の基礎	講義	2	必修	小・チ	必	必						2					教科(幼・小)	
	体育の基礎	講義	2	必修	小・チ	必	必						2					教科(幼・小)	
	家庭の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1							2					教科(小のみ)	
	外国語の基礎	講義	2	選択	小・チ	※1							2					教科(小のみ)	
	初等教科教育法Ⅰ(国語)	特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法Ⅰ(社会)	特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法Ⅰ(算数)	特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法Ⅰ(理科)	特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(生活)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(音楽)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(図画工作)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(体育)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(家庭)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	初等教科教育法(外国語)	演習	2	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
	教育実践(総合的な学習の時間)	演習	2	必修	小・チ	必		必	必				2					教職4欄下段指導法	
	教育実践基礎実習(幼・小)	実習	1	必修	小・チ	必	必						1週間					教職5欄上段(幼・小)	
	教育実践基礎実習(中)	実習	1	選択	小・チ				必					1週間				教職5欄上段(中)	
	教育臨床体験(介護等体験)	実習	2	必修	小・チ	必			必				集中						
	教育実践実習事前・事後指導(幼・小)	実習	1	必修	小・チ	必	必						集中(30h)					教職5欄上段(幼・小)	
	教育実践実習事前・事後指導(中・高)	実習	1	選択	小・チ				必	必				集中(30h)				教職5欄上段(中・高)	
	専門 科目	教育課程編成論	講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必					2				教職3欄意義編成(幼・小・中・高)
		教材開発演習	講義	2	選択	小・チ	選								2				教職4欄上段方法・技術(小)
特別活動論		講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必					2				教職4欄下段特別活動(小・中・高)	
教育社会学		講義	2	選択	小・チ	※2	※2	※2	※2				2					教職3欄制度経営(幼・小・中・高)	
生徒指導・進路指導		講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必				2					教職4欄下段生徒指導(小・中・高)	
教育相談		講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必				2					教職4欄下段教育相談(幼・小・中・高)	
教育経営学		講義	2	選択	小・チ	※2	※2	※2	※2					2				教職3欄制度経営(幼・小・中・高)	
初等教科教育法Ⅱ(国語)		特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
初等教科教育法Ⅱ(社会)		特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
初等教科教育法Ⅱ(算数)		特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
初等教科教育法Ⅱ(理科)		特別演習	1	必修	小・チ	必							2					教職2欄下段小学校の指導法	
初等理科実験		講義・実験	2	選択	小・チ	選							2					教科(小)複合科目	
教員になるための学校防災		講義	2	必修	小・チ	必	必	必	必					2				教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
環境教育論		講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選				2					教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
教育実践実習A		実習	3	必修	小・チ	必								3週間				教職5欄上段(幼・小)	
教育実践実習B		実習	3	選択	小・チ				※3	※3					3週間			教職5欄上段(中)	

科目区分	授業科目	授業形式	開講単位	卒業要件上の必修選択別	プログラム	小学校教諭免許 必須選択別	幼稚園教諭免許 必須選択別	中学校教諭免許 必須選択別	高等学校教諭免許 必須選択別	特別支援学校教諭 免許必須選択別	開講週時間								備考
											1年		2年		3年		4年		
											前	後	前	後	前	後	前	後	
専門科目	教育実践実習C	実習	2	選択	小・チ					※4							2週間	教職5欄上段(高)	
	地域社会の教育計画	講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選							2		教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
	教職実践演習(幼・小・中・高)	演習	2	必修	小・チ	必	必	必	必								2	教職5欄下段	
	教職大学院への招待	講義	2	選択	チ								2					チャレンジプログラム	
	学習開発フィールドワーク	実習	2	選択	チ								2					チャレンジプログラム	
発展科目	教育臨床体験(教育ボランティア)	実習	2	選択	小・チ								集中(60h)						
	教育臨床体験(適応教室)	実習	2	選択	小・チ												集中(60h)		
	地域学校協働インターンシップ	実習	1	選択	小・チ	選											集中(60h)	教職5欄上段	
	社会と学力	講義	2	選択	小・チ	選	選	選	選					2				教職6欄大学が独自で設定する科目(幼・小・中・高)	
	保育内容(健康)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	保育内容(人間関係)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	保育内容(表現A)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	保育内容(表現B)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	保育内容(言葉)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	保育内容(環境)	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	幼児教育指導法	講義	2	選択	小・チ		選							2				教職2欄上段保育内容の指導法(幼)	
	幼児の理解	講義	2	選択	小・チ		必							2				教職4欄上段幼児理解(幼)	
	幼稚園実習	実習	2	選択	小・チ		必										2	教職5欄上段(幼のみ)	
	学校経営と学校図書館	講義	2	選択	小・チ										2			学校図書館司書教諭講習相当科目 隔年開講	
	学校図書館メディアの構成	講義	2	選択	小・チ										2			学校図書館司書教諭講習相当科目 隔年開講	
	学習指導と学校図書館	講義	2	選択	小・チ										2			学校図書館司書教諭講習相当科目 隔年開講	
	読書と豊かな人間性	講義	2	選択	小・チ										2			学校図書館司書教諭講習相当科目 隔年開講	
	情報メディアの活用	講義	2	選択	小・チ										2			学校図書館司書教諭講習相当科目 隔年開講	
	社会教育論	講義	2	選択	小・チ								2					社会教育主事	
	社会教育経営論A	講義	2	選択	小・チ									2				社会教育主事	
	社会教育経営論B	講義	2	選択	小・チ										2			社会教育主事	
	社会教育演習	講義	2	選択	小・チ										2			社会教育主事	
	社会教育実習	講義	2	選択	小・チ								2					社会教育主事	
	社会教育課題研究	講義	2	選択	小・チ										2			社会教育主事	
	生涯学習支援論A	講義	2	選択	小・チ								2					社会教育主事	
	生涯学習支援論B	講義	2	選択	小・チ									2				社会教育主事	
	社会教育施設	講義	2	選択	小・チ										2			社会教育主事 隔年開講	
	社会教育団体論	講義	2	選択	小・チ										2			社会教育主事 隔年開講	
	教育工学	講義	2	選択	小・チ									2				社会教育主事	
	障害児教育総論	講義	2	選択	小・チ						必			2				特支	
	知的障害児の心理・生理	講義	2	選択	小・チ						必			2				特支	
	発達障害児の心理・生理	講義	2	選択	小・チ						選			2				特支	
	知的障害児の病理	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支	
	知的障害児の発達	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支	
	肢体不自由児の心理	講義	2	選択	小・チ						必			2				特支 隔年開講	
	病虚弱児の心理	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支 隔年開講	
	知的障害児の教育	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支	
	知的障害児の教育経営	講義	2	選択	小・チ						選					通年		特支	
	肢体不自由児の教育	講義	2	選択	小・チ						必			2				特支	
	病虚弱児の教育	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支	
	視覚障害児の心理と教育	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支 隔年開講	
	聴覚障害児の心理と教育	講義	2	選択	小・チ						必				2			特支 隔年開講	
	発達障害児の教育	講義	2	選択	小・チ						必					2		特支	
	特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む)	実習	4	選択	小・チ						必						3週間		特支
	国語学概論Ⅰ	講義	2	選択	小・チ									2					教科(国語学)
国語学概論Ⅱ	講義	2	選択	小・チ										2				教科(国語学)	
国語学講義	講義	2	選択	小・チ										2				教科(国語学)	
国語学演習Ⅰ	演習	2	選択	小・チ										2				教科(国語学)	
国語学演習Ⅱ	演習	2	選択	小・チ										2				教科(国語学)	
日本文学概説	講義	2	選択	小・チ									2					教科(国文学)	
日本文学史概説	講義	2	選択	小・チ						必				2				教科(国文学)	
日本文学講読	講義	2	選択	小・チ						選				2				教科(国文学)	
日本文学演習Ⅰ	演習	2	選択	小・チ						選				2				教科(国文学)	
日本文学演習Ⅱ	演習	2	選択	小・チ						選					2			教科(国文学)	
日本文学特別講義	講義	2	選択	小・チ						選					2			教科(国文学)	
日本近現代文学特殊講義a	講義	2	選択	小・チ						選					2			教科(国文学) 隔年開講	
日本近現代文学特殊講義b	講義	2	選択	小・チ						選					2			教科(国文学) 隔年開講	
漢文学講読	講義	2	選択	小・チ						必			2					教科(漢文学)	
漢文学概論	講義	2	選択	小・チ						必				2				教科(漢文学)	

文化創生コースの履修について

2 文化創生コースの履修について

(1) 文化創生コースで開講している科目は、「2 文化創生コース」の開講科目一覧のとおりです。この一覧から、中心科目、基礎科目、専門科目、発展科目の単位を履修します。

(3頁の「地域教育文化学科の最低修得単位数」を参照してください。)

(2) 文化創生コースでは、次のような「履修プログラム」を用意しています。

- ・心身健康支援プログラム
- ・芸術文化創生プログラム
- ・チャレンジプログラム

心身健康支援プログラムは、心身の健康支援に関する知識と技能を習得しやすいように編成されています。また、卒業要件とはしませんが、中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)が取得しやすいように編成されています。

公認心理師・認定心理士については、39頁の「公認心理師科目の履修方法」及び40頁の「認定心理士資格申請のための履修方法等」を参照してください。

芸術文化創生プログラムは、音楽、造形分野を中心に、地域における芸術文化創生についての知識と技能を習得しやすいよう編成されています。また、卒業要件とはしませんが、中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽、美術)が取得しやすいように編成されています。(学芸員資格については、所定の単位を修得することにより取得できません。詳細は43頁の「学芸員となる資格の取得について」を参照してください。)

チャレンジプログラムでは、山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化創造専攻(芸術・スポーツ科学コース)に進学することを前提に、6年一貫教育を行います。音楽、造形、スポーツの各分野を通じた地域における芸術文化創生についての高度な知識と技能を習得しやすいよう編成されています。(学芸員資格については、所定の単位を修得することにより取得できます。詳細は43頁の「学芸員となる資格の取得について」を参照してください。)

(3) 「チャレンジプログラム」については1年次前期に行う所定の手続きと選考をもって、1年次後期の履修登録までに確定されます。それ以降の心身健康支援プログラムあるいは芸術文化創生プログラムからのチャレンジプログラムへの変更は認められません。チャレンジプログラムでは、学部3年次に「大学院履修資格認定」が行われます。

「大学院履修資格認定」に合格した場合、学部4年次から一定の範囲で社会文化創造研究科科目の授業履修が認められ、取得単位は大学院進学後に大学院の単位として認定されます。(チャレンジプログラム選択方法の詳細については別に定めます。)

(4) 学生は、入学当初、上記の「履修プログラム」から、自分の履修したい「履修プログラム」を選択し、アドバイザー教員と相談して4年間(チャレンジプログラムでは6年間)の履修計画をたてます。選択した「履修プログラム」は2年次前期アドバイザーとの懇談会において確定します(チャレンジプログラムでは1年次後期の履修登録までに確定されます)。

(5) 確定した「履修プログラム」は、原則として変更できません。アドバイザー教員とよく相談して慎重に「履修プログラム」を選択してください。

授業科目・単位数
(地域教育文化学科 文化創生コース)

科目区分	授業科目	授業形式	開講単位	卒業要件上の 必修 選択	プログラム	免音楽教諭 別		免美術教諭 別		免体育教諭 別		公認心理師 受験資格必修	開講週時間				備考		
						中	高	中	高	中	高		前	後	前	後		前	後
						※1	※1	※1	※1	※1	※1								
中心科目	男女共同参画社会と教育	講義	2	選必①	芸・心・ナ	※1	※1	※1	※1	※1	※1			2				教職6欄大学が独自に設定する科目(中・高)	
	地域社会とファミリーセッション	講義	2	選必①	芸・心・ナ	※1	※1	※1	※1	※1	※1				2			教職6欄大学が独自に設定する科目(中・高)	
	教育原論	講義	2	選択	芸・心・ナ	必	必	必	必	必	必		2					教職3欄教育理念等(中・高)	
	音楽史概説	講義	2	選択	芸・心・ナ	必	必						2					教科(音楽理論他)	
	発達心理学	講義	2	選択	芸・心・ナ	※2	※2	※2	※2	※2	※2	必		2				教職3欄心身発達等(中・高)	
	造形史概説	講義	2	選択	芸・心・ナ			必	必	必	必			2				教科(美術理論及び美術史)	
	特別支援教育総論	講義	2	選択	芸・心・ナ	必	必	必	必	必	必			2				教職3欄特支(中・高)	
	地域環境と経済	講義	2	選択	芸・心・ナ									2					
	学校・地域における食育	講義	2	選択	芸・心・ナ	選		選		選					2			教職6欄大学が独自に設定する科目(中)	
	生涯学習論	講義	2	選択	芸・心・ナ	選	選	選	選	選	選				2			教職6欄大学が独自に設定する科目(中・高)	
	フィールドプロジェクトA(地域音楽交流)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
	フィールドプロジェクトB(伝統文化とものづくり)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
	フィールドプロジェクトC(地域食文化交流)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
	フィールドプロジェクトD(地域スポーツ文化交流)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
	フィールドプロジェクトE(まちづくりと社会参画)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
	フィールドプロジェクトF(科学体験教室)	実習	2	選必②	芸・心・ナ												集中(60h)		
基礎科目	地域芸術文化実践論	講義	2	必修	芸・心・ナ							2							
	心身健康支援実践論	講義	2	必修	芸・心・ナ							2							
	地域防災論	講義	2	必修	芸・心・ナ										2				
	生活文化論	講義	2	選必③	芸・心・ナ							2							
	食文化論	講義	2	選必③	芸・心・ナ									2					
	ライフステージとスポーツ	講義	2	選必③	芸・心・ナ									2					
	ライフステージと食	講義	2	選必③	芸・心・ナ									2					
	デザインと文化	講義	2	選必③	芸・心・ナ			選	選						2			教科(美術理論及び美術史)	
	乳幼児心理学	講義	2	選必③	芸・心・ナ										2				
	芸術アウトリーチ基礎	講義	2	選必③	芸・心・ナ											集中			
	心理学概論	講義	2	選択	心身							必	2						
	生涯スポーツ学	講義	2	選択	心身								2						
	ソルフェージュ基礎	講義	2	選択	芸術	必	必							2				教科(ソルフェージュ)	
	平面造形基礎	講義	2	選択	芸術			必	必					2				教科(絵画)	
	造形文化論	講義	2	選択	芸術										2				
	音楽文化論	講義	2	選択	芸術										2				
	スポーツ科学基礎論	講義	2	選択	心身					必	必			2				教科(体育原理他)	
	食と健康	講義	2	選択	心身										2				
	音楽理論基礎	講義	2	選択	芸術	必	必						2					教科(音楽理論他)	
	管弦打楽器奏法基礎	演習	2	選択	芸術	必	必							2				教科(器楽)	
	鍵盤楽器奏法基礎	演習	2	選択	芸術	必	必							2				教科(器楽)	
	声楽基礎	演習	2	選択	芸術	必	必							2				教科(声楽)	
	立体造形基礎	演習	2	選択	芸術			必	必					2				教科(デザイン)	
	心理学統計法	講義	2	選択	心身							必	2						
	教育心理学(教育・学校心理学)	講義	2	選択	心身							必	2						
	学習心理学	講義	2	選択	心身	※2	※2	※2	※2	※2	※2				2			教職3欄心身発達等(中・高)	
	作曲法基礎	講義	2	選択	芸術	選	選								2			教科(音楽理論他)	
	絵画基礎	演習	2	選択	芸術			必	必						2			教科(絵画)	
	彫刻基礎	演習	2	選択	芸術			必	必						2			教科(彫刻)	
	デザイン基礎	演習	2	選択	芸術			必	必						2			教科(デザイン)	
	工芸基礎	演習	2	選択	芸術			必							2			教科(工芸)	
	スポーツ社会学	講義	2	選択	心身					必	必				2			教科(体育原理他)	
	スポーツ生理学	講義	2	選択	心身					必	必				2			教科(生理学)	
	スポーツ原理	講義	2	選択	心身					必	必				2			教科(体育原理他)	
	基礎栄養学	講義	2	選択	心身										2				
	基礎食品学	講義	2	選択	心身										2				
	調理学	講義	2	選択	心身									2					
	社会教育論	講義	2	選択	芸・心・ナ										2				
	認知心理学(知覚・認知心理学)	講義	2	選択	心身							必			2				
	社会心理学	講義	2	選択	心身											2		隔年開講	
	学習心理学(学習・言語心理学)	講義	2	選択	心身							必			2				
	感情・人格心理学	講義	2	選択	心身							必			2				
神経・生理心理学	講義	2	選択	心身							必			2			隔年開講		
臨床心理学概論	講義	2	選択	心身							必			2					
日本美術史概説	講義	2	選択	芸術			必	必						2			教科(美術理論及び美術史)		
合唱基礎演習	演習	2	選択	芸術	必	必								2			教科(声楽)		
合奏基礎演習	演習	2	選択	芸術	必	必								2			教科(器楽)		
絵画表現演習	演習	2	選択	芸術			選	選						2			教科(絵画)		

科目区分	授業科目	授業形式	開講単位	卒業要件上の 必修選択別	プログラム	音楽教諭 免許必選 別		美術教諭 免許必選 別		体育教諭 免許必選 別		公認心理師 受験資格必 修	開講週時間				備考				
						中	高	中	高	中	高		1年		2年			3年		4年	
													前	後	前	後		前	後	前	後
基礎科目	彫刻表現演習	演習	2	選択	芸術			必	必						2			教科(彫刻)			
	デザイン表現演習	演習	2	選択	芸術			選	選						2			教科(デザイン)			
	スポーツ心理学	講義	2	選択	心身					必	必				2			教科(体育原理他)			
	スポーツバイオメカニクス	講義	2	選択	心身					必	必				2			教科(体育原理他)			
	アンサンブル基礎	演習	2	選択	芸術	必	必								2			教科(器楽)			
	日本音楽演習	演習	2	選択	芸術	必	必								2			教科(器楽)			
	指揮法基礎	演習	2	選択	芸術	必	必								2			教科(指揮法)			
	生涯学習と造形	演習	2	選択	芸術			必	必						2			教科(美術理論及び美術史)			
	心理学実験	演習	4	選択	心身							必		4							
	心理学研究法	演習	2	選択	心身							必			2						
	心理的アセスメント	演習	2	選択	心身							必			2						
	健康科学演習	演習	2	選択	心身											2					
	地域スポーツ実技(夏季スポーツ)	実技	1	選択	心身					必	必				2				教科(体育実技)		
	地域スポーツ実技(冬季スポーツ)	実技	1	選択	心身					必	必				2				教科(体育実技)		
	調理学実習 I	実習	1	選択	心身									2							
	地域文化創生演習	演習	2	選択	芸・心										2						
	文化創造への招待	講義	2	選択	チ									2					チャレンジプログラム		
	文化創造フィールドワーク	演習	2	選択	チ									2					チャレンジプログラム		
	専門科目	産業・組織心理学	講義	2	選択	心身							必		2				隔年開講		
		鍵盤楽器奏法応用演習	演習	2	選択	芸術		選							2				教科(器楽)		
声楽応用演習		演習	2	選択	芸術		選							2				教科(声楽)			
管弦打楽器奏法応用演習		演習	2	選択	芸術	選	選							2				教科(器楽)			
造形史特論		講義	2	選択	芸術			選	選					2				教科(美術理論及び美術)			
コーチング論		講義	2	選択	心身					選	選			2				教科(体育原理他)			
トレーニング論		講義	2	選択	心身					選	選			2				教科(体育原理他)			
音楽科教育法		講義	2	選択	芸術	必	必							2				教職2欄下段各教科の指導法			
美術科教育法		講義	2	選択	芸術			必	必					2				教職2欄下段各教科の指導法			
保健体育科教育法		講義	2	選択	心身					必	必			2				教職2欄下段各教科の指導法			
作曲法応用		講義	2	選択	芸術										2						
舞台表現演習		演習	2	選択	芸術										2						
司法・犯罪心理学		講義	2	選択	心身							必			2						
障害者・障害児心理学		講義	2	選択	心身							必			2						
健康・医療心理学		講義	2	選択	心身							必			2						
福祉心理学		講義	2	選択	心身							必			2						
人体の構造と機能及び疾病		講義	2	選択	心身							必			2						
精神疾患とその治療		講義	2	選択	心身							必			2						
体力測定演習		演習	2	選択	心身										2						
スポーツ医科学		講義	2	選択	心身										2						
衛生・公衆衛生学		講義	2	選択	心身					必	必				2						
学校保健		講義	2	選択	心身					必	必				2						
食と疾病		講義	2	選択	心身										2						
食品と衛生		講義	2	選択	心身										2						
アンサンブル応用演習		演習	2	選択	芸術	選	選								2			教科(器楽)			
合唱応用演習		演習	2	選択	芸術	選	選								2			教科(声楽)			
合奏応用演習		演習	2	選択	芸術	選	選								2			教科(器楽)			
地域とデザイン		講義	2	選択	芸術										2						
地域ファシリテート実践論		講義	2	選択	芸・心・チ										2						
絵画応用演習		演習	2	選択	芸術			選	選						2						
彫刻応用演習		演習	2	選択	芸術			選	選						2						
彫刻論		講義	2	選択	芸術			選	選						2						
デザイン応用演習	演習	2	選択	芸術										2							
心理学的支援法	講義	2	選択	心身							必			2							
スポーツ行政学	講義	2	選択	心身										2							
スポーツ史	講義	2	選択	心身					選	選				2							
スポーツ栄養学	講義	2	選択	心身					選	選				2							
体育スポーツ実技(ダンス)	実技	1	選択	心身					必	必				2							
地域ファシリテート実践演習	演習	2	選択	芸・心・チ										2							
絵画論	講義	2	選択	芸術			選	選						2							
造形表現総合演習	演習	2	選択	芸術			選	選						2							
家族心理学(社会・集団・家族心理学)	講義	2	選択	心身							必			2							
関係行政論	講義	2	選択	心身							必			2							
スポーツマネジメント	講義	2	選択	心身										2							
体育スポーツ実技(水泳・アクアスポーツ)	実技	1	選択	心身					必	必		2									
体育スポーツ実技(武道・陸上競技・体操)	実技	2	選択	心身					必	必			4								
体育スポーツ実技(サッカー・バスケットボール・バレーボール)	実技	2	選択	心身					必	必			4								
音楽の教材分析A	講義	2	選択	芸術	必	※3								2							

科目区分	授業科目	授業形式	開講単位	卒業要件上の必修選択別	プログラム	音楽教育		美術教育		体育教育		受験資格必修 公認心理師	開講週時間				備考	
						中	高	中	高	中	高		1年	2年	3年	4年		
						前	後	前	後	前	後		前	後	前	後		
専門科目	音楽の教材分析B	講義	2	選択	芸術	必	※3								2		教職2欄下段各教科の指導法	
	美術の教材分析A	講義	2	選択	芸術			必	※4						2		教職2欄下段各教科の指導法	
	美術の教材分析B	講義	2	選択	芸術			必	※4						2		教職2欄下段各教科の指導法	
	保健体育の教材分析A	講義	2	選択	心身					必	※5				2		教職2欄下段各教科の指導法	
	保健体育の教材分析B	講義	2	選択	心身					必	※5				2		教職2欄下段各教科の指導法	
	音楽科実践演習	演習	2	選択	芸術	必	※3									2		教職2欄下段各教科の指導法
	美術科実践演習	演習	2	選択	芸術			必	※4							2		教職2欄下段各教科の指導法
	保健体育科実践演習	演習	2	選択	心身					必	※5					2		教職2欄下段各教科の指導法
	調理学実習II	実習	1	選択	心身										2			
	調理加工科学実験	実験	1	選択	心身											2		
発展科目	博物館学(概論)	講義	2	選択	芸・心・チ								2					
	博物館学(経営論)	講義	2	選択	芸・心・チ									2				
	博物館学(資料論)	講義	2	選択	芸・心・チ									2				
	総合表現基礎演習	演習	2	選択	芸術										2			
	公認心理師の職責	講義	2	選択	心身						必				2			
	心理演習	演習	2	選択	心身						必				2			
	総合舞台芸術実践演習	演習	2	選択	芸術											2		
	絵画技法演習	演習	2	選択	芸術			必	必							2		教科(絵画)
	彫刻技法演習	演習	2	選択	芸術											2		
	総合表現応用演習	演習	2	選択	芸術											2		
	心理実習	実習	2	選択	心身						必				集中(90h)			
	キャリア教育	演習	2	選択	芸・心・チ										2			
	生涯スポーツ実技(ラケット・バット・レクリエーションスポーツ)	実技	2	選択	心身					必	必					4		教科(体育実技)
	地域食育実習	実習	1	選択	心身											2		
	環境教育論	講義	2	選択	芸・心・チ	選	選	選	選	選	選				2			教職6欄 大学が独自に設定する科目(中・高)
	教育実践実習B	実習	3	選択	芸・心・チ	必	選	必	選	必	選					2		教職5欄 上段(中・高)
	教育実践実習C	実習	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					集中		教職5欄 上段(高のみ) 中免取得しない場合のみ必
	教育実践基礎実習(中)	実習	1	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必				2			教職5欄 上段(中)
	教育実践実習事前・事後指導(中・高)	実習	1	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必				集中			教職5欄 上段(中・高)
	教育臨床体験(介護等体験)	実習	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必				集中			中免必
	教職論	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必				2			教職3欄(中・高)
	教育社会学	講義	2	選択	芸・心・チ	※6	※6	※6	※6	※6	※6					2		教職3欄 制度経営(中・高)1科目選択
	教育経営学	講義	2	選択	芸・心・チ	※6	※6	※6	※6	※6	※6					2		教職3欄 制度経営(中・高)1科目選択
	教育課程編成論	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職3欄 上段意義編成(中・高)
	特別活動論	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職4欄 下段特別活動(中・高)
	教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必				2			教職4欄 上段方法・技術(中・高)
	総合的な学習の時間論	演習	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職4欄 下段指導法(中・高)
	道德教育の理論と実践	講義	2	選択	芸・心・チ	必	選	必	選	必	選					2		教職4欄 下段(高のみ) 大学が独自に設定する科目(高のみ)
	生徒指導・進路指導	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職4欄 下段生徒指導(中・高)
	教育相談	講義	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職4欄 下段教育相談(中・高)
教職実践演習(中学校・高等学校)	演習	2	選択	芸・心・チ	必	必	必	必	必	必					2		教職5欄 下段(中・高)	
社会体験(インターンシップ)	実習	2	選択	芸・心・チ											集中			
特別課題演習I	特別演習	1	選必④	芸・心											2			
特別課題演習II	特別演習	1	選必⑤	芸・心											2			
地域文化デザインセミナー I	特別演習	1	選必④	チ											2		チャレンジプログラム	
地域文化デザインセミナー II	特別演習	1	選必⑤	チ											2		チャレンジプログラム	
特別研究基礎プレゼンテーション	演習	4	選必⑥	チ												通年	チャレンジプログラム	
卒業研究	演習	4	選必⑥	芸・心												通年		

《卒業要件上の必修選択別欄について》

- 必修：必ず修得しなければならない科目
- 選択：選択し、所定の単位数を修得しなければならない科目
- 選必①：この表記科目群から2単位選択し修得しなければならない科目
- 選必②：この表記科目群から2単位選択し修得しなければならない科目
- 選必③：この表記科目群から6単位選択し修得しなければならない科目
- 選必④：チャレンジプログラムの学生は「地域文化デザインセミナー I」を、その他のプログラムの学生は「特別課題演習 I」を選択し修得しなければならない。
- 選必⑤：チャレンジプログラムの学生は「地域文化デザインセミナー II」を、その他のプログラムの学生は「特別課題演習 II」を選択し修得しなければならない。
- 選必⑥：チャレンジプログラムの学生は「特別研究基礎プレゼンテーション」を、その他のプログラムの学生は「卒業研究」を選択し修得しなければならない。

《免許取得上の必選別欄について》

- 必：中学校・高等学校教諭免許状を取得する上での必修科目。
- 選：中学校・高等学校教諭免許状を取得する上での選択科目。
- ※1：この表記科目群から2単位選択必修科目。
- ※2：この表記科目群から2単位選択必修科目。
- ※3：「音楽科教育法」を含め4単位以上修得しなければならない。
- ※4：「美術科教育法」を含め4単位以上修得しなければならない。
- ※5：「保健体育科教育法」を含め4単位以上修得しなければならない。
- ※6：この表記科目群から2単位選択必修科目。

V 教員免許取得のための履修方法等

- 1 取得できる免許状について
- 2 小学校教諭一種免許状
- 3 幼稚園教諭一種免許状
- 4 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
（特別支援教育に関する科目）
- 5 中学校・高等学校教諭一種免許状
- 6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状（教科に関する専門的事項）
- 7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状
（教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目）
- 8 中学校・高等学校教諭一種免許状（各教科の指導法）
- 9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状
（大学が独自に設定する科目）
- 10 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭一種免許状
（教育実習）

V 教員免許取得のための履修方法等

各コースにおいて、取得可能な教員免許状は下表のとおりです。

教員免許状は、それぞれの校種・教科ごとに「教科及び教科(領域および保育内容)の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えれば取得できますが、本学部の指定する科目が免許法の最低修得単位数を超えた場合(特に教職科目において)は本学部の指定に従いますので注意してください。

なお、「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」の修得単位を含めることができます。

1 取得できる免許状について

コース	免許状の種類	免許法の最低修得単位数					
		教科及び教科(領域及び保育内容)の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目
		単位	単位	単位	単位	単位	単位
児童教育	小学校教諭一種免許状	30	10(12)	10(12)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16(18)	10(12)	4(6)	7(9)	14(6)	
	中学校教諭一種免許状(国語)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(社会)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(数学)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(理科)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(英語)	28	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	高等学校教諭一種免許状(国語)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(数学)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(理科)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(英語)	24	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	特別支援学校教諭一種免許状						26(28)
文化創生	中学校教諭一種免許状(音楽)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(美術)	28(30)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	中学校教諭一種免許状(保健体育)	28(34)	10(12)	10(12)	7	4(2)	
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	24(26)	10(12)	8(10)	5	12(6)	
	高等学校教諭一種免許状(美術)	24(24)	10(12)	8(10)	5	12(8)	
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	24(30)	10(12)	8(10)	5	12(2)	

- ・ 括弧内の数字は、本学部における最低修得単位数です。
- ・ 小学校教諭免許状または中学校教諭免許状を取得する場合は、授業科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。(2年)
- ・ 教員免許状の取得を希望する場合、基盤共通教育科目の以下の科目は必修となりますので、必ず修得してください。

教養科目：『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位

共通科目：『コミュニケーション・スキル1』領域から「英語1」の「コミュニケーション英語」2単位

『情報科学』領域から「情報処理」2単位

『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上

2 小学校教諭一種免許状

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	30	※1 国語の基礎	2	
		社会		※1 社会の基礎	2	
		算数		※1 算数の基礎	2	
		理科		※1 理科の基礎	2	
		生活		※1 生活の基礎	2	
		音楽		○ 音楽の基礎	2	
		図画工作		○ 図画工作の基礎	2	
		家庭		※1 家庭の基礎	2	
		体育		○ 体育の基礎	2	
		外国語		※1 外国語の基礎	2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				初等理科実験	2
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(第二欄)	国語(書写を含む。)	○ 初等教科教育法Ⅰ(国語)	1		
		社会	○ 初等教科教育法Ⅱ(国語)	1		
		算数	○ 初等教科教育法Ⅰ(社会)	1		
		理科	○ 初等教科教育法Ⅱ(社会)	1		
		生活	○ 初等教科教育法Ⅰ(算数)	1		
		音楽	○ 初等教科教育法Ⅱ(算数)	1		
		図画工作	○ 初等教科教育法Ⅰ(理科)	1		
		家庭	○ 初等教科教育法Ⅱ(理科)	1		
		体育	○ 初等教科教育法(生活)	2		
外国語		○ 初等教科教育法(音楽)	2			
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○ 教育原論	2			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○ 教職論	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	※2 教育社会学	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	※2 教育経営学	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○ 発達心理学	2			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○ 学習心理学	2			
		○ 特別支援教育総論	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)	道徳の理論及び指導法	○ 道徳教育の理論と実践	2			
	総合的な学習の時間の指導法	○ 教育実践(総合的な学習の時間)	2			
	特別活動の指導法	○ 特別活動論	2			
	教育の方法及び技術	○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○ 教材開発演習	2			
	生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)	○ 生徒指導・進路指導	2			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	○ 教育相談	2			
教育実践に関する科目(第五欄)	教育実習	○ 教育実践実習前・事後指導(幼・小)	1			
		○ 教育実践基礎実習(幼・小)	1			
		○ 教育実践実習A	3			
	学校体験活動	○ 地域学校協働インターンシップ	1			
	教職実践演習	2	○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2		
大学が独自に設定する科目(第六欄)		2	※3			

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1はこの表記科目群から2単位選択必修
- ※2は1科目選択必修
- ※3は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 - 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 - 共通科目:『コミュニケーション・スキル 1』領域から分野「英語 1」の「コミュニケーション英語」2単位
 - 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 - 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

3 幼稚園教諭一種免許状

※ 小学校教諭一種免許取得予定者が履修可能です。

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	国語	16	国語の基礎	2
		算数		算数の基礎	2
		生活		生活の基礎	2
		音楽		○ 音楽の基礎	2
		図画工作		○ 図画工作の基礎	2
	体育	○ 体育の基礎		2	
	保育内容の指導法（第二欄）			○ 保育内容(健康)	2
				○ 保育内容(人間関係)	2
				○ 保育内容(環境)	2
				○ 保育内容(言葉)	2
				○ 保育内容(表現A)	2
		○ 保育内容(表現B)	2		
教育の基礎的理解に関する科目（第三欄）		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○ 教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		※1 教育社会学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		※1 教育経営学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 発達心理学 学習心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○ 特別支援教育総論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（第四欄）		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
		幼児理解の理論及び方法		○ 幼児の理解	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ 教育相談	2
教育実践に関する科目（第五欄）		教育実習	5	○ 教育実践基礎実習(幼・小)	1
				○ 教育実践実習A	3
				○ 幼稚園実習	2
				○ 教育実践実習事前・事後指導(幼・小)	1
		教職実践演習	2	○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2
大学が独自に設定する科目（第六欄）			14	※2	

備考

- ・ ○印は免許取得上必修科目
- ・ ※1は1科目選択必修
- ・ ※2は、当該免許の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目（本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。

4 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)(特別支援教育に関する科目)

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状の取得が必要です。

下記表に示されている「特別支援教育に関する科目」の要件を満たすと共に、小学校教諭一種免許状を取得してください。

特別支援教育に関する科目		免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目(第一欄)		2	○ 障害児教育総論	2
特別支援教育領域に関する科目(第二欄)	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	16	○ 知的障害児の病理	2
			○ 知的障害児の心理・生理	2
			○ 肢体不自由児の心理	2
			○ 病虚弱児の心理	2
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 知的障害児の教育	2
			○ 知的障害児の教育経営	2
	○ 肢体不自由児の教育	2		
	○ 病虚弱児の教育	2		
免許状に定められることになる特別支援領域以外の領域に関する科目(第三欄)	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	5	発達障害児の心理・生理	2
	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 発達障害児の教育	2
	・心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目		○ 視覚障害児の心理と教育	2
	・心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 聴覚障害児の心理と教育	2
心身に障害のある幼児, 児童又は生徒についての教育実習(第四欄)		3	○ 特別支援学校教育実習(事前・事後指導含む)	4

備考

- 印は免許取得上必修科目
- 特別支援学校教諭免許状は、5つの教育領域が定められています。(視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
- 免許取得上の必修科目をもれなく修得し、卒業年度に申請手続きを行った場合、卒業時に3つの教育領域(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)の免許が取得できます。
- 特別支援学校教諭免許状取得希望者は、障害児への理解を深めるために、○印のついていない選択科目も受講することを推奨します。
- 科目によっては隔年開講もありますので、それぞれの科目の開講期をよく確認し、計画的に履修するようにしてください。
- 卒業後、現職教員となり、認定講習等により他の領域を追加することは可能です。

5 中学校・高等学校教諭一種免許状

① 児童教育コース

中学校教諭一種免許状(国語・社会・数学・理科・英語)・高等学校教諭一種免許状(国語・地理歴史・数学・理科・英語)

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低 修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単 位数	
			中	高			
教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	※1	28	24	※1		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				※2		
	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。) (第二欄)	※3			※3		
教育の基礎的理解に関する科目 (第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	10		○ 教育原論	2	
					○ 教職論	2	
					※4 教育社会学	2	
					※4 教育経営学	2	
					○ 発達心理学	2	
					○ 特別支援教育総論	2	
					○ 教育課程編成論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目 (第四欄)		道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキ ャリア教育の理論及び方法を含む。) 教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法	10		8	※5 道徳教育の理論と実践	2
					○ 教育実践(総合的な学習の時間)	2	
					○ 特別活動論	2	
					○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用 した教育の理論及び方法を含む。)	2	
					○ 生徒指導・進路指導	2	
					○ 教育相談	2	
教育実践に関する科目 (第五欄)		教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高)	1	
					※5 教育実践基礎実習(中)	1	
					※5 教育実践実習B	3	
					※6 教育実践実習C	2	
		教職実践演習	2		○ 教職実践演習(幼・小・中・高)	2	
大学が独自に設定する科目 (第六欄)			4	12	※7		

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1は本章の「6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)」を参照してください。
- ※2は本章の「7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)」を参照してください。
- ※3は本章の「8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)」を参照してください。
- ※4は1科目選択必修
- ※5は中学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※6は高等学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※7は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 - 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 - 共通科目:『コミュニケーション・スキル1』領域から分野「英語1」の「コミュニケーション英語」2単位
 - 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 - 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」,または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

② 文化創生コース

中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽・美術・保健体育)

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低 修得単位数		免許状を得るのに必要な科目	開講単 位数
			中	高		
教科及び教科 の指導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	※1	28	24	※1	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				※2	
	各教科の指導法(情報 通信技術の活用を含む。) (第二欄)	※3			※3	
教育の基礎的理解に関する科目 (第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	10		○ 教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			○ 教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。)			※4 教育社会学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程			※4 教育経営学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解			※5 発達心理学	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)			※5 学習心理学	2
道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目 (第四欄)		道徳の理論及び指導法	10	8	※6 道徳教育の理論と実践	2
		総合的な学習の時間の指導法			○ 総合的な学習の時間論	2
		特別活動の指導法			○ 特別活動論	2
		教育の方法及び技術			○ 教育方法・技術(情報通信技術を活用 した教育の理論及び方法を含む。)	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			○ 生徒指導、進路指導	2
		生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキ ャリア教育の理論及び方法を含む。)			○ 教育相談	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目 (第五欄)		教育実習	5	3	○ 教育実践実習事前・事後指導(中・高)	1
					※6 教育実践基礎実習(中)	1
					※7 教育実践実習B	3
					※8 教育実践実習C	2
		教職実践演習	2		○ 教職実践演習(中学校・高等学校)	2
大学が独自に設定する科目 (第六欄)			4	12	※9	

備考

- 印は免許取得上必修科目
- ※1は本章の「6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)」を参照してください。
- ※2は本章の「7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)」を参照してください。
- ※3は本章の「8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)」を参照してください。
- ※4は1科目選択必修
- ※5は1科目選択必修
- ※6は中学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※7は中学校教諭一種免許状で必修、高等学校教諭一種免許状で選択
- ※8は高等学校教諭一種免許状のみ対象で必修
- ※9は、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目」について最低修得単位数を超えた単位及び「大学が独自に設定する科目(本章の「9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)」を参照)」を修得してください。
- 基盤共通教育科目の以下の科目を必ず修得してください。
 教養科目:『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位
 共通科目:『コミュニケーション・スキル 1』領域から分野「英語 1」の「コミュニケーション英語」2単位
 『情報科学』領域から「情報処理」2単位
 『健康・スポーツ』領域から分野「健康スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて2単位以上
- 専門教育科目「教育臨床体験(介護等体験)」を必ず修得してください。

6 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科に関する専門的事項)

① 児童教育コース

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上 必修科目※1		科目名	開講 単位数
		中	高		
国語(中・高) ※2	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○	○	国語学概論Ⅰ	2
				国語学概論Ⅱ	2
				国語学講義	2
				国語学演習Ⅰ	2
				国語学演習Ⅱ	2
	国文学(国文学史を含む。)	○	○	日本文学史概説	2
				日本文学概説	2
				日本文学講読	2
				日本文学演習Ⅰ	2
				日本文学演習Ⅱ	2
				日本文学特別講義	2
				日本近現代文学特殊講義a	2
			日本近現代文学特殊講義b	2	
	漢文学	○	○	漢文学概論	2
		○	○	漢文学講読	2
			漢文学演習Ⅰ	2	
			漢文学演習Ⅱ	2	
書道(書写を中心とする。)	○	○	書道実技Ⅰ	1	
	○	○	書道実技Ⅱ	1	
社会(中)	日本史・外国史	○	○	日本史概論	2
				日本文化史概論	2
				日本史演習	2
				日本史講読	2
		○	○	東アジア史概論	2
		○	○	ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	地理学(地誌を含む。)	○	○	人文地理学概論	2
		○	○	地誌学特論	2
				地理学野外実習A	2
				地理学野外実習B	2
		○	○	自然地理学概論	2
	「法律学, 政治学」	○	○	政治過程論1	2
	「社会学, 経済学」	○	○	経済学概論	2
○		○	経済学演習	2	
「哲学, 倫理学, 宗教学」	○	○	社会学概論	2	
	○	○	倫理学概論	2	
			倫理学演習	2	
地理歴史(高) ※3	日本史	○	○	日本史概論	2
				日本文化史概論	2
				日本史演習	2
				日本史講読	2
				古文書学	2
				日本史史料論	2
				日本古代史概論	2
				日本近代史概論	2
	外国史	○	○	東アジア史概論	2
		○	○	ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	人文地理学・自然地理学	○	○	人文地理学概論	2
				地理学野外実習A	2
			地理学野外実習B	2	
○		○	自然地理学概論	2	
			自然地理学演習	2	
地誌	○	○	地形災害論	2	
			地誌学特論	2	
数学(中・高) ※4	代数学	○	○	代数学概論	2
				代数学基礎	2
				代数学発展	2
				代数学発展	2
				組合せ論	2

② 文化創生コース

免許種類	各科目に含めることが必要な科目	免許取得上 必修科目※		科目名	開講単 位数
		中	高		
音楽(中・高)	ソルフェージュ	○	○	ソルフェージュ基礎	2
	声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	○	○	合唱基礎演習	2
		○	○	合唱応用演習	2
		○	○	声乐基礎	2
		○	○	声乐応用演習	2
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	○	○	合奏基礎演習	2
		○	○	合奏応用演習	2
		○	○	管弦打楽器奏法基礎	2
		○	○	管弦打楽器奏法応用演習	2
		○	○	鍵盤楽器奏法基礎	2
		○	○	鍵盤楽器奏法応用演習	2
	指揮法	○	○	アンサンブル基礎	2
		○	○	アンサンブル応用演習	2
○		○	日本音楽演習	2	
○		○	指揮法基礎	2	
○		○	指揮法基礎	2	
美術(中・高)	絵画(映像メディア表現を含む。)	○	○	音楽理論基礎	2
		○	○	作曲法基礎	2
		○	○	作曲法基礎	2
		○	○	音楽史概説	2
		○	○	音楽史概説	2
	彫刻	○	○	平面造形基礎	2
		○	○	彫刻基礎	2
		○	○	彫刻表現演習	2
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	○	○	彫刻応用演習	2
		○	○	立体造形基礎	2
		○	○	デザイン基礎	2
		○	○	デザイン表現演習	2
	工芸	○	○	工芸基礎	2
○		○	造形史概説	2	
○		○	日本美術史概説	2	
○		○	造形史特論	2	
○		○	デザインと文化	2	
○		○	絵画論	2	
○		○	彫刻論	2	
○		○	生涯学習と造形	2	
保健体育(中・高)	体育実技	○	○	地域スポーツ実技(夏季スポーツ)	1
		○	○	地域スポーツ実技(冬季スポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(武道・陸上競技・体操)	2
		○	○	体育スポーツ実技(サッカー・バスケットボール・バレーボール)	2
		○	○	体育スポーツ実技(水泳・アクアスポーツ)	1
		○	○	体育スポーツ実技(ダンス)	1
		○	○	生涯スポーツ実技(ラケット・バット・レクリエーションスポーツ)	2
	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	○	○	スポーツバイオメカニクス	2
		○	○	スポーツ原理	2
		○	○	スポーツ心理学	2
		○	○	スポーツ社会学	2
		○	○	スポーツ科学基礎論	2
		○	○	コーチング論	2
		○	○	スポーツ行政学	2
		○	○	スポーツ史	2
		○	○	トレーニング論	2
		生理学(運動生理学を含む。)	○	○	スポーツ生理学
	○		○	スポーツ栄養学	2
	衛生学及び公衆衛生学	○	○	衛生・公衆衛生学	2
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	○	○	学校保健	2	

備考 ※「○」は免許取得上必修科目, 「空白」は免許取得上選択科目, 「/」は対象外

7 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状(教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目)

教科	免許取得上必修科目※		科目名	開講単位数
	中	高		
美術(中・高)			造形表現総合演習	2

備考

- ・※「空白」は免許取得上選択科目

8 中学校・高等学校教諭一種免許状(各教科の指導法)

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
国語	○	○	国語科教育法	2
	○		国語の教材分析A	2
	○		国語の教材分析B	2
	○		国語科実践演習	2
社会	○	/	社会科教育法	2
	○	/	社会の教材分析A	2
	○	/	社会の教材分析B	2
	○	/	社会科実践演習	2
地理歴史	/	○	地歴科教育法	2
	/	○	社会の教材分析A	2
数学	○	○	数学科教育法	2
	○		数学の教材分析A	2
	○		数学の教材分析B	2
	○		数学科実践演習	2
理科	○	○	理科教育法	2
	○		理科の教材分析	2
	○		理科実践演習(物理学・化学)	2
	○		理科実践演習(生物学・地学)	2
音楽	○	○	音楽科教育法	2
	○		音楽の教材分析A	2
	○		音楽の教材分析B	2
	○		音楽科実践演習	2
美術	○	○	美術科教育法	2
	○		美術の教材分析A	2
	○		美術の教材分析B	2
	○		美術科実践演習	2
保健体育	○	○	保健体育科教育法	2
	○		保健体育の教材分析A	2
	○		保健体育の教材分析B	2
	○		保健体育科実践演習	2
英語	○	○	英語科教育法	2
	○		英語の教材分析A	2
	○		英語の教材分析B	2
	○		英語科実践演習	2

備考

- ・「各教科の指導法」の修得単位数は、高等学校では「○○科教育法」を含め4単位以上を修得してください。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外

9 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭一種免許状(大学が独自に設定する科目)

科目名	免許取得上必修科目※1						開講単位数
	児童教育コース				文化創生コース		
	幼	小	中	高	中	高	
男女共同参画社会と教育					※2	※2	2
地域社会とファミリーセッション					※2	※2	2
生涯学習論							2
教員になるための学校防災	○	○	○	○	/	/	2
地域社会の教育計画					/	/	2
社会と学力					/	/	2
道徳教育の理論と実践	/	/	/		/		2
環境教育論							2
学校・地域における食育	/			/			2
第二言語習得論概論	/	/	※3	※3	/	/	2

備考

- ・「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外に「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。
- ・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「/」は対象外
- ・※2は選択必修科目
- ・※3は中学校教諭一種免許状(英語)及び高等学校教諭一種免許状(英語)のみを対象とした選択科目

10 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭一種免許状(教育実習)

《教育実習の構成》

地域教育文化学部における教育実習は、取得しようとする教員免許状の種類によって履修すべき実習が異なります。

以下は、取得しようとする教員免許状ごとに履修すべき実習及び年次を示したモデル図です。

なお、実習のみでは教員免許状は取得できません。他に、教員免許状を取得するために必要な単位数を満たしてください。

また、教育実習を受講するには、次頁にある「教育実習を受講するための条件」を満たさなければなりません。したがって、在学中(4年間)に受講できない場合もあります。

免許状	1年次	2年次	3年次	4年次
小学校		◎事前・事後指導(事前) ◎教育実践基礎実習(小) ●介護等体験(施設) ●介護等体験(学校)	◎教育実践実習A(小) ◎事前・事後指導(事後)	<学校体験活動> 地域学校協働インターンシップ
幼稚園	※ 小学校教諭免許状取得予定者が取得可能			○幼稚園実習
中学校		◎事前・事後指導(事前) ◎教育実践基礎実習(中) ●介護等体験(施設) ●介護等体験(学校)	◎教育実践実習B(中) ◎事前・事後指導(事後)	
高等学校		◎事前・事後指導(事前)	◎教育実践実習C(高) ◎事前・事後指導(事後) ◎事前・事後指導(事前)	◎教育実践実習C(高) ◎事前・事後指導(事後)
特別支援学校		※ 事前・事後指導(事前)		○特別支援学校教育実習 事前・事後指導(事後)

《留意事項》

- ① 小学校教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、附属小学校または山形市及びその他県内市町村の協力校で行います。実習期間は、「教育実践基礎実習(小)」1週間、「教育実践実習A(小)」3週間、合わせて4週間になります。
 - ・ 「●介護等体験」は、小学校の免許状を取得しようとする場合に、「●介護等体験(施設)」及び「●介護等体験(学校)」の両方を履修することが必要です。(8頁参照)
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
- ② 幼稚園教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、附属幼稚園で行います。実習期間は2週間です。(幼稚園教諭免許状は、小学校教諭免許状取得予定者が取得可能です。)
- ③ 中学校教諭免許状を取得しようとする場合(高等学校教諭免許状も同時に取得する場合も含む。)
 - ・ 教育実習は、附属中学校または山形市及びその他県内市町村の協力校で行います。実習期間は、「教育実践基礎実習(中)」1週間、「教育実践実習B(中)」3週間、併せて4週間になります。
 - ・ 「●介護等体験」は、中学校の免許状を取得しようとする場合に、「●介護等体験(施設)」及び「●介護等体験(学校)」の両方を履修することが必要です。(8頁参照)
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は、「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
- ④ 高等学校教諭免許状(他校種の教諭免許状は取得しない場合)を取得しようとする場合
 - ・ 教育実習は、3年次または4年次に「教育実践実習C(高)」として2週間行います。
 - ・ 「教育実践実習事前・事後指導」は、「◎事前・事後指導(事前)」及び「◎事前・事後指導(事後)」の両方を履修することが必要です。
 - ・ 「介護等体験」について履修する必要はありません。
- ⑤ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合
 - ・ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合は、基礎資格として小学校教諭免許状または中学校教諭免許状の取得が前提となります。
 - ・ 教育実習は、4年次に「特別支援学校教育実習(事前・事後指導を含む。)」として、附属特別支援学校で3週間行います。

《教育実習を受講するための条件》

1 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。

※ 法令上、身体障害者手帳を所持しており、障害の程度が1級～6級と記載されている者は「介護等体験」が免除されます。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

2 2年次に「教育実践基礎実習」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。(ただし、教職論、教育原論及び発達心理学のいずれかの履修を含むこと。)

② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(事前)」を履修していること。

③ 2年次前期まで(2年次前期を含む。)に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

3 3年次に「教育実践実習A」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。

③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。

※ 身体障害者手帳(障害の程度1級～6級)を所持している者は「介護等体験」が免除となるため、単位の修得は不要である。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

④ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を6単位以上修得していること。

4 3年次に「教育実践実習B」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。

③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。

※ 身体障害者手帳(障害の程度1級～6級)を所持している者は「介護等体験」が免除となるため、単位の修得は不要である。(卒業要件上の単位修得からは免除されません。)

④ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

⑤ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

5 3年次に「教育実践実習C」を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導(事前)」を履修していること。

③ 2年次後期終了までに「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

④ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

6 4年次に行われる教育実習(特別支援学校教育実習、幼稚園実習、児童教育コースの学生が中学校の免許状を取得する場合の「教育実践実習B」ほか)を履修するためには、次の条件を満たさなければなりません。

① 3年次後期終了までに90単位以上を修得していること。

② 3年次に「教育実践実習A」または「教育実践実習B」の単位を修得していること。

③ 3年次終了までに「教育実践実習事前・事後指導」の単位を修得していること。

7 学校体験活動(地域学校協働インターンシップ)を履修するための条件は、以下の通りです。

- ・教育実践実習Aを修得済みであること。
- ・教員採用試験を受験していることが望ましい。

VI 諸資格取得のための履修方法等

- 1 公認心理師科目の履修方法（文化創生コース限定）
- 2 認定心理士資格申請のための履修方法等（文化創生コース限定）
- 3 学校図書館司書教諭資格取得のための履修方法等
- 4 社会教育主事資格取得のための履修方法等
- 5 学芸員となる資格の取得について

1 公認心理師科目の履修方法(文化創生コース限定)

公認心理師試験の受験資格を得るためには、大学において指定の心理学科目を修めた後、①大学院において指定の心理学科目を修めてその課程を修了するか、あるいは、②大学卒業後一定期間の実務経験を積むことが必要です。大学における指定科目は、下表のとおりです。

公認心理師科目	開講科目名	科目区分	授業形式	開講単位	開講時期	週時間数
①公認心理師の職責	公認心理師の職責	発展	講義	2	3前	2
②心理学概論	心理学概論	基礎	講義	2	1前	2
③臨床心理学概論	臨床心理学概論	基礎	講義	2	2後	2
④心理学研究法	心理学研究法*	基礎	演習	2	2後	2
⑤心理学統計法	心理学統計法*	基礎	講義	2	1後	2
⑥心理学実験	心理学実験*	基礎	演習	4	2前	4
⑦知覚・認知心理学	認知心理学(知覚・認知心理学)	基礎	講義	2	2前	2
⑧学習・言語心理学	学習心理学(学習・言語心理学)	基礎	講義	2	2前	2
⑨感情・人格心理学	感情・人格心理学	基礎	講義	2	2前	2
⑩神経・生理心理学	神経・生理心理学	基礎	講義	2	2後	2
⑪社会・集団・家族心理学	家族心理学(社会・集団・家族心理学)	専門	講義	2	3後	2
⑫発達心理学	発達心理学	中心	講義	2	1後	2
⑬障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	専門	講義	2	2後	2
⑭心理的アセスメント	心理的アセスメント	基礎	演習	2	3前	2
⑮心理学的支援法	心理学的支援法	専門	講義	2	3前	2
⑯健康・医療心理学	健康・医療心理学	専門	講義	2	2後	2
⑰福祉心理学	福祉心理学	専門	講義	2	2後	2
⑱教育・学校心理学	教育心理学(教育・学校心理学)	基礎	講義	2	1後	2
⑲司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	専門	講義	2	2後	2
⑳産業・組織心理学	産業・組織心理学	専門	講義	2	2前	2
㉑人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	専門	講義	2	2後	2
㉒精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	専門	講義	2	2後	2
㉓関係行政論	関係行政論	専門	講義	2	3後	2
㉔心理演習	心理演習**	発展	演習	2	3前	2
㉕心理実習	心理実習**	発展	実習	2	3通年	集中(90h)

上記①～㉕すべての単位を修得する必要があります。

* 心理学統計法の履修は、心理学概論の単位修得済みであることを条件とします。

心理学実験の履修は、心理学統計法の単位修得済みであることを条件とします。

心理学研究法の履修は、心理学実験の単位修得済みであることを条件とします。

** 「心理演習」及び「心理実習」の履修は、上表の科目から「心理学概論」「心理学統計法」「心理学実験」「心理学研究法」「臨床心理学概論」の5科目(12単位)を含む26単位以上を修得済みであることを条件とします。また、「心理演習」及び「心理実習」の履修は、公認心理師法施行規則に示された基準および実習先の関係上、40名を上限とします。40名を超える履修希望がある場合は、「心理学概論」「心理学統計法」「心理学実験」「心理学研究法」「臨床心理学概論」の成績評価の点数の合計により選抜を行います。同点40位が複数名いる場合には、「臨床心理学概論」の成績評価の点数により順位を決定します。最終的な選抜は、2年後期終了時に行います。

2 認定心理士資格申請のための履修方法等（文化創生コース限定）

認定心理士とは、「心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」ことを公益社団法人日本心理学会が認定した資格です。以下に挙げる必要単位を修得することによって、卒業後に資格申請をすることができます。資格申請の手続きについては、日本心理学会のHPを参照してください。日本心理学会のURLは、(<http://www.psych.or.jp/qualification/index.html>) になります。

表 認定心理士資格申請のための必要単位

	領域名	必要単位数	備考
a	心理学概論	a領域4単位以上, b, c領域で8単位以上の合計12単位以上。ただし, c領域から最低4単位以上修得する	各領域の該当科目は下表のとおりである。申請中の科目については、領域・主題・単位認定数が申請内容と異なって認定されることがあるため、認定後に再度確認する必要がある。
b	心理学研究法		
c	心理学実験・実習		
d	知覚・学習心理学	5領域のうち3領域以上でそれぞれ少なくとも4単位（そのうち2単位は基本主題であること）以上を含む、合計16単位以上	
e	生理・比較心理学		
f	教育・発達心理学		
g	臨床・人格心理学		
h	社会・産業心理学		
i	卒業論文, 心理学関連科目		
		上記の必要単位を含む、合計36単位	下表の単位認定で36単位を修得すること。

表 認定心理士関連の開講科目

領域名	必要単位数	主題	認定単位数	授業科目	科目区分	開講単位	開講学年
a 心理学概論	4単位以上	基本 副次 副次	2 1 1	心理学概論	基礎	2	1
				教育心理学 (教育・学校心理学) ※	基礎	2	1
				臨床心理学概論	基礎	2	2
b 心理学研究法	8単位以上 (c領域から最低4単位以上)	基本 基本	2 2	心理学統計法※	基礎	2	1
				心理学研究法	基礎	2	2
c 心理学実験・実習	最低4単位以上	基本 副次	4 1	心理学実験	基礎	4	2
				心理演習※	発展	2	3
d 知覚・学習心理学	3領域以上でそれぞれ4単位 (基本主題2単位を含む) 以上	基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本 基本	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	学習心理学 (学習・言語心理学) ※	基礎	2	2
e 生理・比較心理学				認知心理学 (知覚・認知心理学) ※	基礎	2	2
f 教育・発達心理学				神経・生理心理学※	基礎	2	2
				発達心理学	中心	2	1
				乳幼児心理学	基礎	2	2
				生徒指導・進路指導	発展	2	3
				感情・人格心理学※	基礎	2	2
				健康・医療心理学※	専門	2	2
				福祉心理学※	専門	2	2
				心理的アセスメント※	基礎	2	3
心理学的支援法※	専門	2	3				
g 臨床・人格心理学	16単位以上	基本 基本 基本	2 2 2	家族心理学 (社会・集団・家族心理学)	専門	2	3
				教育相談	発展	2	3
				司法・犯罪心理学※	専門	2	2
h 社会・産業心理学	16単位以上	基本 基本	2 2	産業・組織心理学※	専門	2	2
				卒業研究	発展	4	4
i 卒業論文, 心理学関連科目			4			4	4

※申請中

3 学校図書館司書教諭資格取得のための履修方法等

学校図書館司書教諭の資格を取得するには、学校図書館司書教諭講習の省令科目5科目10単位を修得しなければなりません。本学部では、学校図書館司書教諭講習相当科目として次の科目を開講しています。

なお、学校図書館司書教諭の資格を取得するには、教員免許状の取得が必要です。

学校図書館司書教諭講習相当科目

省令科目	授業科目名	授業形式	開講単位	必修選択の別	開講週時間数				備考				
					1年		2年			3年		4年	
					前	後	前	後		前	後	前	後
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	講義	2	必			2				隔年開講		
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	講義	2	必			2				隔年開講		
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	講義	2	必			2				隔年開講		
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	講義	2	必			2				隔年開講		
情報メディアの活用	情報メディアの活用	講義	2	必			2				隔年開講		

・5科目は全て児童教育コース開講科目（発展科目）です。ただし、毎年すべての授業科目が開講されているわけではないので注意してください。

受講資格：学校図書館司書教諭講習規程に基づき2年以上在学する学生で、62単位以上修得した者とする。

【修了証書授与に係る書類申請について】

本学では司書教諭講習を実施していないため、書類申請の受付を行っていません。

書類申請は、学校図書館司書教諭講習の実施機関（他大学等）へ自身で行うこととなります。

○申請の主な流れ

1. 文部科学省HPにて学校図書館司書教諭講習の実施機関を確認する
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/index.htm
2. 実施機関の申請スケジュールを要確認の上、募集要項に記載の必要書類一式を揃え、郵送等で申請を行う。
(5月～6月頃)

申請書類はおおよそ以下のとおり

- ①申込書
- ②単位修得証明書（学校図書館司書教諭講習科目）
- ③成績証明書（62単位取得証明書） ※在学中の場合
- ④教育職員免許状授与証明書 ※教育職員免許状を既に取得している場合
- ⑤返信用封筒

※実施機関によって実施内容や提出書類が異なるため、申請を行う際は必ず実施機関へ確認を行ってください。

4 社会教育主事資格取得のための履修方法等

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職で、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に必ず置かれることとなっています。

社会教育主事となるには、社会教育法第9条の4により「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間(※)を通算した期間が1年以上になるもの」による方法があります。

その文部科学省令である社会教育主事講習等規程の第11条には、「法第9条の4第3号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする」と規定されています。

修得すべき科目と単位

省令科目	最低修得 単位数	必修・選択	本学部で開設する授業科目	単位数	開講コース	科目 区分	卒業要件上 の必修・選別	開講 学年
生涯学習概論	4	必修	生涯学習論	2	両コース	中心	選択	2
			社会教育論	2	児童教育 文化創生	発展 基礎	選択	2
生涯学習支援論	4	必修	生涯学習支援論 A	2	児童教育	発展	選択	2
			生涯学習支援論 B	2	児童教育	発展	選択	2
社会教育経営論	4	必修	社会教育経営論 A	2	児童教育	発展	選択	3
			社会教育経営論 B	2	児童教育	発展	選択	3
社会教育特講	8	選択 必修	教育社会学	2	児童教育 文化創生	専門 発展	選択	2 3
			社会教育団体論	2	児童教育	発展	選択	2
			社会教育施設	2	児童教育	発展	選択	2
			博物館学(概論)	2	文化創生	発展	選択	1
			博物館学(経営論)	2	文化創生	発展	選択	2
			博物館学(資料論)	2	文化創生	発展	選択	2
			教育工学	2	児童教育	発展	選択	2
			地域芸術文化実践論	2	文化創生	基礎	必修	1
			生涯学習と造形	2	文化創生	基礎	選択	3
			教育原論	2	児童教育 文化創生	中心	必修 選択	1
			道德教育の理論と実践	2	児童教育	基礎	必修	2
			生涯スポーツ学	2	文化創生	発展	選択	3
生涯スポーツ実技(ラケット・バット・レクリエーションスポーツ)	2	文化創生	基礎	選択	1			
生涯スポーツ実技(ラケット・バット・レクリエーションスポーツ)	2	文化創生	発展	選択	3			
社会教育実習	1	必修	社会教育実習	2	児童教育	発展	選択	2
社会教育演習, 社会教育実習, 社会教育課題研究のうち, 1以上の科目	3	選択	社会教育演習	2	児童教育	発展	選択	3
			社会教育課題研究	2	児童教育	発展	選択	3

備考

- ・社会教育主事資格については、教員免許状と異なり、免許状のようなものではありませんが、上記の「修得すべき科目と単位」を満たした者は、社会教育士(養成課程)と称することができます。(大学が発行する単位修得証明書にて証明する。)
- ・上記の本学で開講する科目については、毎年すべての授業科目が開講されているわけではないので注意してください。また、上表の「社会教育論」「教育社会学」「教育原論」「道德教育の理論と実践」は開講コースによって科目区分(基礎・専門・発展)及び卒業要件上の必修・選択の区分が異なります。開講科目一覧で確認してください。

※

- イ 社会教育主事補の職にあった期間
- ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
- ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある授業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の修得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

5 学芸員となる資格の取得について

1. 学芸員の職務

学芸員は、博物館法に基づいた博物館に置くこととされている、資料の収集・保管・調査研究・展示・教育普及活動などの専門的事項をつかさどる職員です。

2. 学芸員の資格

学芸員となる資格は、博物館法第5条及び博物館法施行規則に規定されています。学士の学位を有し、大学において文部科学省令に定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができます。ただし、学芸員については、下記の要件を満たしても、免許状のようなものは発行されません。資格の証明が必要な場合は、単位取得証明書を取得してください。

3. 単位の取得方法

学芸員となる資格の取得に必要な科目と単位数は、博物館法施行規則第1条第1項に規定する9科目 19単位です。それらの科目と本学部開講科目との関係は下表のとおりです。

科目番号	省令科目名	単位数	開講科目	単位数	開講学年	備考
1	生涯学習概論	2	生涯学習論	2	2	地域教育文化学部対象
			生涯学習概論	2	2	人文社会科学部・理学部対象
2	博物館概論	2	博物館概論 ※博物館学（概論）	2	1	※地域教育文化学部はこの名称で開講
3	博物館経営論	2	博物館経営論 ※博物館学（経営論）	2	2	※地域教育文化学部はこの名称で開講
4	博物館資料論	2	博物館資料論 ※博物館学（資料論）	2	2	※地域教育文化学部はこの名称で開講
5	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3	
6	博物館展示論	2	博物館展示論	2	3	
7	博物館教育論	2	博物館教育論	2	3	
8	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2	
9	博物館実習	3	博物館実習	3	3	博物館概論2単位と、上記の科目番号3～8のうち1科目2単位以上を修得済みの者を対象とする
		19		19		

上記の科目について、地域教育文化学部における取り扱いは、以下のとおりです。

科目番号1：中心科目

科目番号2～4：文化創生コースの発展科目（※児童教育コースでは、自由選択科目となります。）

科目番号5～9：自由選択科目

VII 養護教諭特別別科

- 1 概要
- 2 授業科目，単位数及び履修方法
- 3 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）

Ⅶ 養護教諭特別別科

1 概要

1-1 目的

養護教諭特別別科は、看護師の資格を有する者に対し、養護教諭として必要な教育を行い、養護教諭一種免許状取得の所要資格を満たし、資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的としています。

1-2 修業年限 1年

1-3 カリキュラム及び履修方法

(1) 授業科目、単位数及び履修方法

山形大学養護教諭特別別科規定第16条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法を別表のとおり定めます。

(2) 修了単位数

ア 一般教育科目	6単位以上
イ 保健体育科目	2単位以上
ウ 専門教育科目	} 30単位以上
エ 発展科目	

1-4 終了後の資格

所定の課程を修了した者は、養護教諭一種免許状を取得することができます。
(ただし、看護師資格を取得できなかった場合は、教員免許状も取得できません。)

別表

2 授業科目、単位数及び履修方法

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	授業形式	開講単位	必修選択別	開講週時間数		備考
						前期	後期	
一般教育科目		外国語コミュニケーション	演習	2	必修	2		
		芸術	講義	2	選択	2		
		日本国憲法	講義	2	必修	2		
		社会科学	講義	2	選択	2		
		自然科学	講義	2	選択	2		
		情報機器の操作	講義	2	必修		2	
		生活科学	講義	2	選択	2		
保健体育科目		体育 I	実技	1	選必	2		2単位以上修得してください。
		体育 II	実技	2	選必		4	
		スポーツ原理	講義	2	選必	2		
		生涯スポーツ学	講義	2	選必	2		
		トレーニング論	講義	2	選必	2		
専門教育科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	衛生学	講義	2	必修	2		必修を含め、単位を修得してください。
		衛生学演習	特別演習	1	選択		2	
	学校保健	学校保健 I	講義	2	必修	2		
		学校保健 II	特別演習	1	選択		2	
		健康教育概説	講義	2	必修		2	
		学校における救急処置	講義	2	必修	2		
	養護概説	養護教諭論 I	講義	2	必修	2		
		養護教諭論 II	特別演習	1	選択		2	
		養護活動演習	演習	2	必修		2	
	健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動論	講義	2	必修	2		
	栄養学(食品学を含む。)	栄養学・食品学	講義	2	必修		2	

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	授業形式	開講単位	必修選択別	開講週時間数		備考	
						前期	後期		
専門教育科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	講義	2	必修	2	必修を含め、単位を修得してください。	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	講義	2	選択	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	講義	2	2単位 選択必修	2		
			学習心理学	講義	2		2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	講義	2	2単位 選択必修	2		2
			教育経営学	講義	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育総論	講義	2	2				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程編成論	講義	2	2				
	道徳、総合的な学習の時間、生徒指導、教育相談等に関する科目及び	道徳教育の理論と実践	道徳教育の理論と実践	講義	2		2単位 選択必修		2
			総合的な学習の時間論	講義	2				2
			特別活動論	講義	2				2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術	講義	2				2
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	講義	2				2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	講義	2	2				
	養護実践に関する科目	養護実習	養護実習に係る事前・事後指導	実習	1		必修		1
養護実習			実習	3	必修		3週間		
発展科目	大学が独自に設定する科目	知的障害児の発達	講義	2	選択		2		
		生涯学習論	講義	2	選択		2		
		臨床心理学概論	講義	2	選択		2		

3 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）

教育職員免許法（抜粋）

別表第二（第5条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
養護 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること	五六
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二二
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	四二
		ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	
備考			
<p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p>			

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄	養護に関する科目		二八	二八	二四
最低修得単位数	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒への心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	六	六	三
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	五	五	四
		教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		三一	七	四

備考

- 一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
 - イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
 - ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）
- 三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経過年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 四 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、

小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

VIII 関係規則・要項等

- 1 山形大学地域教育文化学部履修規程
- 2 山形大学地域教育文化学部介護等体験実施要項
- 3 山形大学インターンシップ実施要項
- 4 山形大学学部規則（抄）
- 5 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）等
- 6 山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

1 山形大学地域教育文化学部履修規程

(趣旨)

第1条 山形大学地域教育文化学部(以下「学部」という。)における教育課程及び履修方法については、山形大学学部規則(以下「学部規則」という。)及び山形大学科目履修規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学科及びコース)

第2条 学部に次の学科を置き、定員を次のとおりとする。

地域教育文化学科 175人

2 地域教育文化学科に次のコースを置き、定員を次のとおりとする。

児童教育コース 80人

文化創生コース 95人

(基盤共通教育に関する科目の履修)

第3条 基盤共通教育に関する科目(導入科目、基幹科目、教養・共通科目)の履修は、山形大学基盤共通教育履修要項に定めるもののほか、別表1のとおりとする。

(専門教育科目の区分)

第4条 学部の専門教育科目の区分は、別表2のとおりとする。

(単位の計算基準)

第5条 各科目単位の計算基準は、次のとおりとする。

2 講義及び演習については、30時間の授業をもって2単位とする。なお、特別演習については30時間をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修)

第6条 最低修得単位数及び履修方法は、別表3のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を、学年又は学期の初めの定められた期日までに登録しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第7条 成績の評価は、原則として、当該授業の修了する学期末に行う。

2 成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、教育臨床体験(介護等体験)及び社会体験(インターンシップ)を除く。

3 単位の認定は、試験・報告・論文及び平常成績等による担当教員の審査に基づき教授会が行う。

4 追試験・再試験は、原則として行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情のため受験できなかった者は、願い出により認めることがある。

(卒業認定)

第8条 教授会は、4年以上在籍し(休学期間を除く)、本学部の定める科目を履修し、所定の単位を修得した者に関し、学長が卒業を認定するに当たり意見を述べるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関する必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

(省略)

附則

1 この規程は、令和2年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 2 改正後の山形大学地域教育文化学部履修規程別表2の規程は、令和2年度入学者から適用し、令和元年度以前入学者については、なお従前の例による。

別表 1

基盤共通教育科目の履修

導入科目	「スタートアップセミナー」を含めて、児童教育コースは3単位、文化創生コースは2単位以上を修得すること。
基幹科目	『人間を考える・共生を考える』及び『山形から考える』の両領域から、それぞれ1科目ずつ2単位の計4単位を修得すること。
教養科目	児童教育コースは11単位以上、文化創生コースは12単位以上を修得すること。また、『文化と社会』『自然と科学』『応用と学際』の各領域からそれぞれ2単位以上を修得すること。 なお、教員免許を取得しようとする者は、『文化と社会』領域から「日本国憲法」2単位を含めて修得すること。
共通科目	『情報科学』領域から「情報処理」2単位及び『健康・スポーツ』領域から1単位以上を修得すること。また『コミュニケーション・スキル1』領域（英語1、英語2及び英語3）10単位及び『コミュニケーション・スキル2』領域（1か国語）4単位を修得すること。『サイエンス・スキル』領域及び『キャリアデザイン』領域は自由選択科目に充てられる。 なお、教員免許状を取得しようとする者は、『健康・スポーツ』領域から分野「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を2単位以上習得すること。

別表 2

専門教育科目の区分

中心科目	「健康・文化・教育の諸相を知る」というテーマのもと、各コース共通の科目を配置し、地域を支える健康支援・文化醸成・教育活動の基層を多面的かつ構造的に学ぶ科目群と、基礎科目及び専門科目で学んでいる知識と技能を社会の中で総合的に活用し、企画運営及び実践を行う実践演習科目群『フィールドプロジェクト』とによって、地域を支える活動を複数領域の融合活動としてイメージできるようにすることを目的とする。〔1、2、3年次に履修〕
基礎科目	必修・選択必修を配置し、各コースが養成する人材像を理解させるとともに、その実現のために必要とされる基礎的な知識と技能とを習得させ、特に論理的な思考力の育成を目指す。〔主に2年次に履修〕
専門科目	「実践力と分析力とを向上させる」というテーマのもと、演習・実習科目や高度な専門知識の習得を目的とする科目を配置し、分析力を向上させるとともに、習得した知識技能を総合して実践する力を育成する。〔主に3年次に履修〕
発展科目	自らの志望や適性に応じて学生に選択させ、総合的かつ実践的な問題解決能力を育成する。〔主に2～4年次に履修〕
自由選択科目 (自由科目)	地域の課題を広い視野から捉えられる能力を育成し、具体的な課題解決法を実践できる高い専門的知識及び技能を学生が主体的かつ能動的に習得できるように、「基盤共通教育科目」「専門教育科目」区分の科目の超過分、また他コース、他学部、他大学で修得した単位を学生の自由選択により履修させる。

別表 3

地域教育文化学科の最低修得単位数

科 目 コース	基盤共通教育科目				専門教育科目				自由 選 択 科 目	総 計
	導 入 科 目	基 幹 科 目	教 養 科 目	共 通 科 目	中 心 科 目	基 礎 科 目	専 門 科 目	発 展 科 目		
児童教育コース	3	4	11	17	10	32	25	12	16	130
文化創生コース	2	4	12	17	10	33	20	12	20	130

- ・「基盤共通教育科目」「専門教育科目」については、別表1・別表2を参照のこと。
- ・「専門教育科目」の各区分は、区分中必修科目を全て修得した上で、最低修得単位数以上を修得すること。
- ・「自由選択科目（自由科目）」は「基盤共通教育科目」「専門教育科目」の各区分で最低修得単位数を超過した単位を充ててもよい。また、他コース、他学部、他大学等で修得した単位を充てることができる。
- ・児童教育コースは卒業要件として、小学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

2 山形大学地域教育文化学部介護等体験実施要項

この要項は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）及び山形県介護等体験実施要項（以下「山形県実施要項」という。）の規定による介護等体験を円滑に実施するため、本学部における取扱いを定めるものである。

（対 象）

- 1 対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第5条第1項の規定により、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者とする。
 - (1) 本学部及び本研究科に在学する者
 - (2) 本学部を卒業した者及び本研究科を修了した者

（実施施設）

- 2 介護等体験は、山形大学附属特別支援学校（以下「学校」という。）及び県内の社会福祉施設（以下「社会福祉施設」という。）において実施する。

（実施期間）

- 3 介護等体験の期間は、原則として、社会福祉施設における介護等体験にあつては連続する5日間、学校にあつては連続する2日間とする。

（内 容）

- 4 介護等体験の内容は、山形県実施要項第3条に基づき、児童生徒、高齢者等に対する介護介助又はこれらの者との交流等を体験するものとし、学校及び社会福祉施設（以下「実施施設」という。）の実情にあわせて、当該実施施設長が定めた内容とする。

（実施学年）

- 5 介護等体験を実施する学年は2年次以降とする。なお、介護等体験にあつては、30単位を修得した者とする。

（申込手続）

- 6 介護等体験を希望する学生は、所定の申込書により小白川キャンパス事務部教務課（免許・資格担当）に申し込まなければならない。

（割振調整）

- 7 介護等体験の円滑な実施のため、学務委員会が実施施設における実施期間等の調整を行う。

（事前指導等）

- 8 学務委員会は、実施施設と連絡を行い、学生へ介護等体験に必要な事前指導を行う。

（学生の責務等）

- 9 介護等体験における学生の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、必ず事前指導を受けなければならない。
 - (2) 学生は、介護等体験にあたり、実施施設及び大学等の指導に誠実に従わなければならない。
 - (3) 本学部又は実施施設の長は、学生が前号に著しく違反したと認められる場合は、介護等体験を中止させ、実施施設の長は次項の証明書を発行しないことができる。
 - (4) 学生は、介護等体験により知り得た学校の幼児及び児童生徒並びに社会福祉施設の利用者等に関する情報等を漏らしてはならない。
 - (5) 学生は、体験終了後、体験日誌を小白川キャンパス事務部教務課（免許・資格担当）へ提出しなければならない。
 - (6) 学生は、事故等が発生した場合、速やかに実施施設及び小白川キャンパス事務部教務課（免許・資格担当）へ連絡しなければならない。

(介護等体験の証明)

- 10 学生は、介護等体験がすべて終了したときに、所定の用紙に実施施設において介護等体験を行ったことの証明を受け、各自保管しなければならない。なお、所定の用紙は本学部で交付する。

(経費の徴収)

- 11 介護等体験に係る経費は、実費を含めて、学生が負担する。

(健康診断の受診)

- 12 学生は、介護等体験を行う前に健康診断を受診し、健康診断書を提出しなければならない。また、実施施設から検査項目の指定があった場合は、その指示に従わなければならない。

(保険の加入)

- 13 学生は、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入しなければならない。
なお、この保険には、現在在籍する学生が加入できる「学生教育研究災害傷害保険」および「学生教育研究賠償責任保険」が該当する。

(事故発生時の対応)

- 14 事故等が発生した場合は、学務委員会及びアドバイザーが学生への指導並びに実施施設等との連絡にあたる。

(その他)

- 15 この要項に定めるもののほか、その他介護等体験に必要な事項は、学務委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年12月13日から施行する。

3 山形大学インターンシップ実施要項

1 目的

本学におけるインターンシップ制度は、国際化と情報化が発展する現代社会において、自治体・企業・特定非営利活動法人等における業務の実習を通じ、学習意欲と自らのキャリア形成に関する意識を喚起し、高い職業意識、自立心と責任感を育成すること及び学生が本学で学んだ専門的知識と能力を応用し実践する能力を育成することを目的とする。

2 インターンシップの対象学生と実施時期

希望する学生を対象とし、原則として長期休業中に実施する。詳細はシラバス等による。

3 カリキュラム上の扱い

授業科目、認定単位数、実習期間等カリキュラム上の取り扱いについては、各学部教務担当委員会の定めによる。

4 協定書の交換

受入機関が決定した場合は、山形大学長と受入機関の間で、協定書を取り交わすものとする。

5 報酬

本実施要項に基づいて実施するインターンシップにおいては、インターンシップ受入先からの報酬は、原則として受け取らないこととする。

6 学生教育研究災害傷害保険等の加入

実習生は、学生教育研究災害傷害保険等の傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険等の賠償責任保険に加入する。

7 その他

本要項に定めのない事項については、必要に応じ各学部と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度業務から適用する。

4 山形大学学部規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)の学部における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条の2 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道德的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

（修業年限）

第2条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

（修業年限の通算）

第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第40条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき、当該学部長は、修得単位数等に応じ、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 前項に規定する修業年限の通算は、第36条の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数、単位の修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して行う。

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部ごとに変更することがある。

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 開学記念日(10月15日)

(5) 春季休業(2月20日から入学式の日まで)

(6) 夏季休業(8月1日から9月30日まで)

(7) 冬季休業(12月25日から翌年1月10日まで)

（入学等）

第8条 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学(第20条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が許可する。

（編入学等における在学期間等）

第17条 編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間、修得科目及び修得単位数は、当該学部長の認定による。

（転学）

第18条 他の大学に入学又は転学しようとする者は、その理由書を添えて願出しなければならない。

（留学）

第19条 本学と協定を締結している外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願出しなければならない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

3 第1項に規定する外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

（休学）

第20条 病気その他の理由で2か月以上修学できない場合は、願出により休学することができる。

（休学の通告）

第21条 病気のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

（休学期間）

第22条 休学期間は、1か年以内とする。ただし、特別の理由により、引き続き休学する場合は、改めて願出なければならない。

2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

ただし、医学部医学科の学生が、在学中に、連携する他大学大学院医学系研究科に入学する場合は、願出により、4年を超えない範囲内で、更に延長を許可することができる。

3 前項の規定にかかわらず、風水害等の災害によって修学が困難と認めた者に対しては、1年を超えない範囲で学長が休学を許可することができる。ただし、この休学期間については、前項の休学期間に算入しないものとする。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第23条 休学期間が満了した場合には、復学しなければならない。ただし、第21条の規定により休学を命じられていた者が復学する場合には、願出なければならない。

2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、願出により復学することができる。

（退学）

第24条 退学しようとするときは、その理由書を添えて願出しなければならない。

（除籍）

第25条 次の各号の一に該当する者は、学部長の意見を聞いて学長が除籍する。

(1) 第2条の2に規定する在学期間を超えた者

(2) 成業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しな

い者

(成績の評価)

第34条 一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。

3 各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

(他大学等における修得単位の認定)

第35条 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第19条に規定する留学の場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の学修成果の認定)

第36条 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前条及び前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、第17条に規定する編入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについて合わせて60単位を超えないものとする。

(検定料等の額)

第44条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(入学料の納付)

第46条 入学者選抜試験又は入学者選考に合格した者は、入学手続期間中に入学料を納付しなければならない。

2 入学料を入学手続期間中に納付しない者は、入学を許可しない。ただし、入学手続期間中に次条の規定による入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、この限りでない。

(入学料の免除)

第47条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

2 入学料の納付が困難な者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の納付)

第48条 授業料は、年額を前期、後期に等分に分け、次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生については、第1号によるものとする。

(1) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ前期にあつては4月1日から同月30日までに、後期にあつては10月1日から同月31日までに一括して納付する。この場合において、申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(2) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。

(3) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ2分の1に分割し、更に5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。残る2分の1の額については、前期にあつては8月末日までに、後期にあつては1月末日までに加算して納付する。

2 前項第1号により授業料を納付しようとする者のうち、納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては、別に定めるところにより、延納を許可することができる。

3 研究生が在学期間を延長したときは、その延長した在学期間期間に応じてその期間分に相当する額を、当該期間における当初の月の末日までに、納付しなければならない。

(編入学等の授業料)

第49条 編入学、転入学又は再入学した者の授業料の額は、入学したその年次の在学者と同額とする。

(退学等の場合の授業料)

第50条 退学又は除籍の場合は、退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

2 留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は、納付しなければならない。

(授業料の免除)

第51条 経済的理由で、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学、退学又は除籍等の特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(延納及び免除の申請)

第52条 第48条第2項及び前条の規定により、授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は、願書に所定書類を添えて、指定の日までに願出しなければならない。

(延納の期間)

第53条 第48条第2項に基づく延納の期間は、納付期限から2か月以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、当該納付期限を当該年度の3月31日まで更新することができる。

(復学した場合の授業料)

第54条 復学した場合の授業料は、復学の当月から次学期の前月までの分を、1か月につき年額の12分の1の額の割で、復学の際納付しなければならない。

(寄宿料の納付)

第57条 入寮者は、寄宿料を納付しなければならない。

(納付期限)

第58条 寄宿料は、毎月15日(当日が休業日の場合は、当日又は当日に引き続く休業日の翌日)までに管理運営責任者が指定する窓口に納付しなければならない。

ただし、春季休業期間の3月分並びに夏季休業期間の8月分及び9月分の寄宿料は、それぞれの休業期間前までに納付しなければならない。

2 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1か月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、納付者の申出により2か月以上1か年分までを、前納することができる。

(寄宿料の免除)

第59条 風水害等の災害その他やむを得ない事情により、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(授業料等の返付)

第60条 納付済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定めるところにより返付することがある。

第10章 学生寮及び国際交流会館

(学生寮及び国際交流会館)

第61条 本学に、学生寮及び国際交流会館を設ける。

2 学生寮及び国際交流会館に関し必要な事項は、別に定める。

(表彰)

第64条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第65条 本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

5 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）等

教育職員免許法（抜粋）

別表第一（第五条，第五条の二関係）

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学士を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六
備考				
<p>一 この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする）。</p> <p>一の二 文部科学大臣は，前号の文部科学省令を定めるに当たっては，単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに，あらかじめ，第十六条の三四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。</p> <p>二 第二欄の「修士の学位を有すること」には，大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し，三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には，文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。</p> <p>二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては，第三欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p> <p>四 この表の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園，小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>五 第三欄に定める科目の単位は，次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>イ 文部科学大臣が第十六条の三四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を修得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの</p> <p>ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので，文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当と認めるもの</p> <p>六 前号の認定課程には，第三欄に定める科目の単位のうち，教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。</p> <p>七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち，その単位数からそれぞれ的一种免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄の定める科目の単位数は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p>				

※ 教育職員免許法施行規則は、令和4年4月1日に一部改正されます。
改正後の「教育職員免許法施行規則（抜粋）」は、後日掲示等にてお知らせします。

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	一六	一六	一二
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	一〇	一〇	六
	第四欄	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	四	四	四
	第五欄	教育実習 教職実践演習	五 二	五 二	五 二
	第六欄	大学が独自に設定する科目	三八	一四	二

備考

- 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。
- 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十

条の表の場合においても同様とする。)

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業を終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 （略）

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者に教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十二 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二	

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に即し適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	二八	二八	一二
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	（六）〇	（六）〇	（三）六
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	（六）〇	（六）〇	（四）六
	第五欄	教育実践に関する科目 教育実習 教職実践演習	（三）五 二	（三）五 二	（三）五 二
	第六欄	大学が独自に設定する科目	二八	四	四

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
 - イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
 - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
 - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
 - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、
 - ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
 - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
 - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
 - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
 - ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
 - ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 - 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 - 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
 - イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
 - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
 - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
 - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、
 - ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
 - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
 - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
 - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
 - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
 - ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
 - ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
 - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
 - カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。

ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）。道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二 四	二 四	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	（四） 〇	（四） 〇	
					総合的な学習の時間の指導法
					特別活動の指導法
					教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
					生徒指導の理論及び方法
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	（五） 八	（五） 八
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
			教育実習		
	第五欄	教育実践に関する科目	教職実践演習	（二） 三	（二） 三
			二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		三 六	一 二	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」
- リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
- ス 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
- ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
- ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
- ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理
- カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業
- ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
- タ 工業 工業の関係科目、職業指導

- レ 商業 商業の関係科目, 職業指導
 - ソ 水産 水産の関係科目, 職業指導
 - ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。), 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉, 社会福祉援助技術, 介護理論・介護技術, 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。), 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解, 加齢に関する理解・障害に関する理解
 - ネ 商船 商船の関係科目, 職業指導
 - ナ 職業指導 職業指導, 職業指導の技術, 職業指導の運営管理
 - ラ 英語 英語学, 英語文学, 英語コミュニケーション, 異文化理解
 - ム 宗教 宗教学, 宗教史, 「教理学, 哲学」
- 二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。), 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。), 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。), 総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は, 学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し, 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 教育実習は, 高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は, 教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで, 道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導・教育相談等に関する科目・教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで, 幼稚園・小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 五 数学・理科・音楽・美術・工芸・書道・農業・商業・水産及び商船の各教科についての普通免許状については, 当分の間, 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については, 教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は, 当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において, 各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上, その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は, 当分の間, 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係る単位数については, 免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は, 当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては, 大学は, 各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は, 第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は, 第一項に規定する各科目の開設に当たっては, 各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに, 効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類			
			特別支援学校教諭			
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎に関する科目	二	二	二	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	一六	一六	八
			心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	特別支援教育領域以外に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	五	五	三
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
第四欄	児童，児童又は幼児の心身に障害		三	三	三	

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによって行わなければならない。
 - 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上
 - 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
 - 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。
- 7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別家庭」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

6 山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、山形大学学部規則第65条及び山形大学大学院規則第31条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

[山形大学学部規則第65条] [山形大学大学院規則第31条]

（懲戒の対象行為）

第2条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学部規則その他本学の諸規則に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

（懲戒の内容）

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

（その他の教育的措置）

第4条 学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 学部長等は、前項に定める嚴重注意を行ったときは、別記様式1により、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

（懲戒の量定）

第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

[別表]

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

別表(第5条関係)

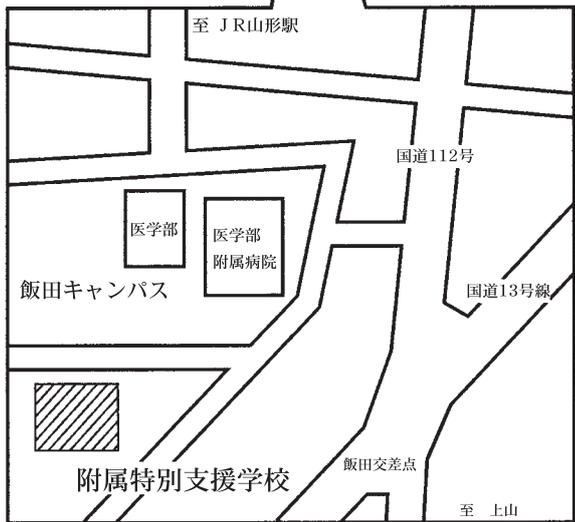
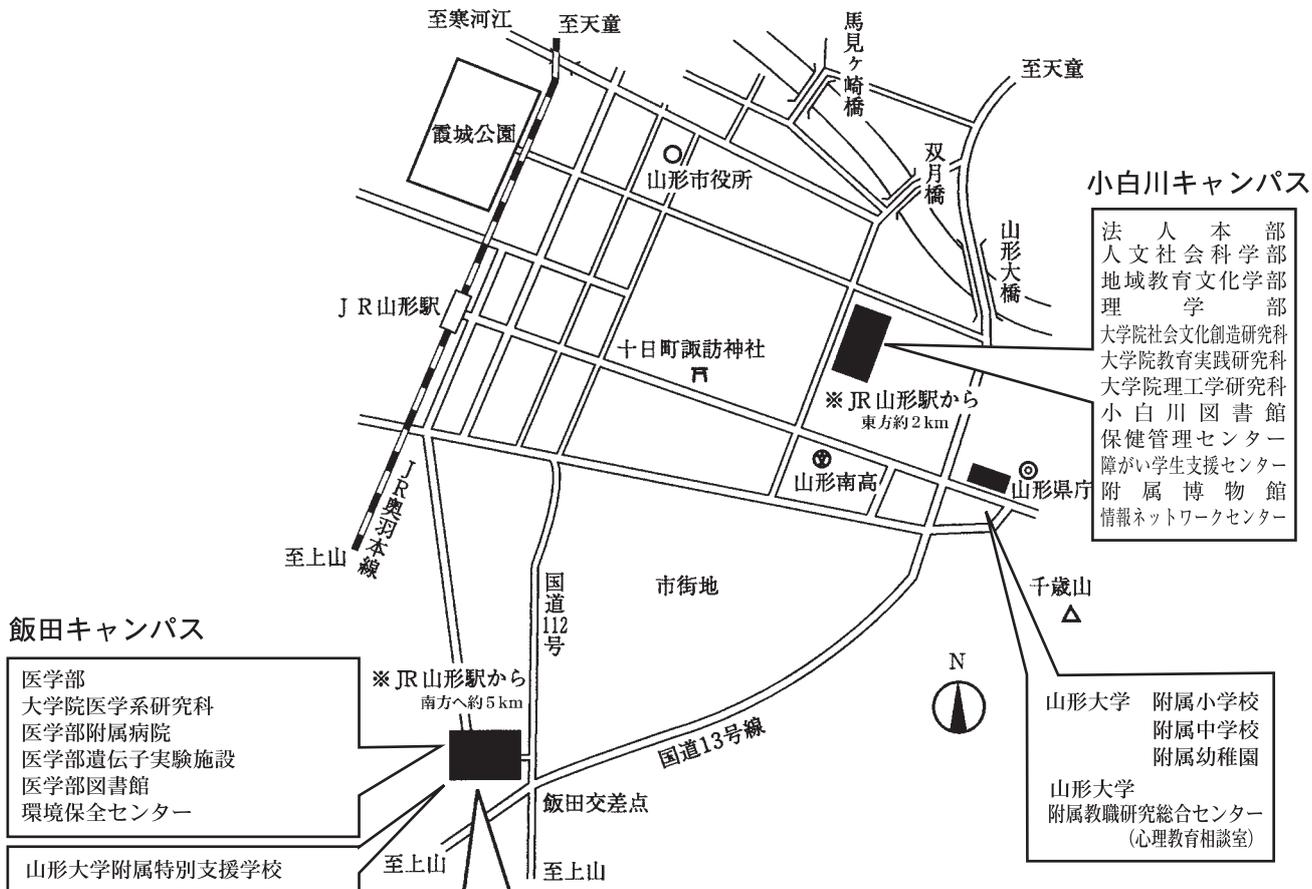
懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人, 強盗, 強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗, 万引き, 詐欺, 他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学, 停学又は戒告
	痴漢行為(覗き見, 盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学, 停学又は戒告
	ストーカー行為	退学, 停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は戒告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は戒告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は戒告
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において, 監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告
	山形大学の研究活動における行動規範に関する規程第5条第1項に定める不正行為	退学, 停学又は戒告
非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学, 停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊, 汚損, 不法改築等	停学
	本学構成員に対する暴力行為, 威嚇, 拘禁, 拘束等	退学, 停学又は戒告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学, 停学又は戒告
	飲酒を強要し, 死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し, 急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は戒告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は戒告

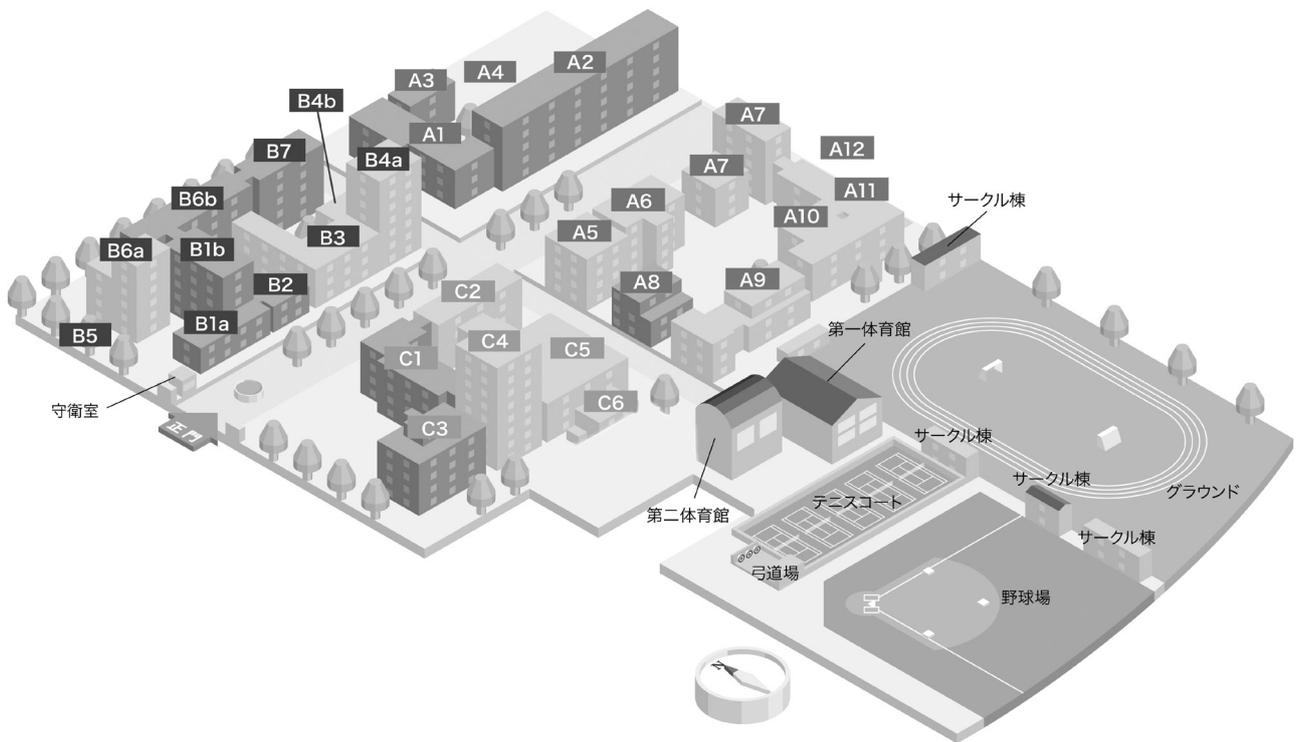
IX 学部案内図・講義室略図

- 1 小白川・飯田両キャンパス図
- 2 小白川キャンパスマップ
- 3 地域教育文化学部1号館配置図（1～5階）
- 4 地域教育文化学部1号館（音美校舎）配置図（1～3階）
- 5 地域教育文化学部2号館配置図（3～5階）
- 6 地域教育文化学部3号館配置図（1～7階）

小白川・飯田両キャンパス



小白川キャンパスマップ

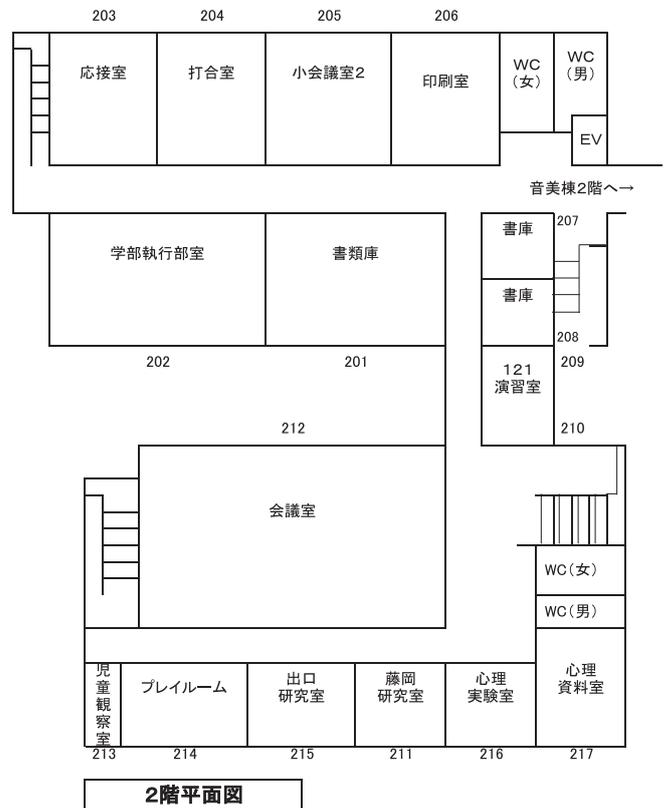
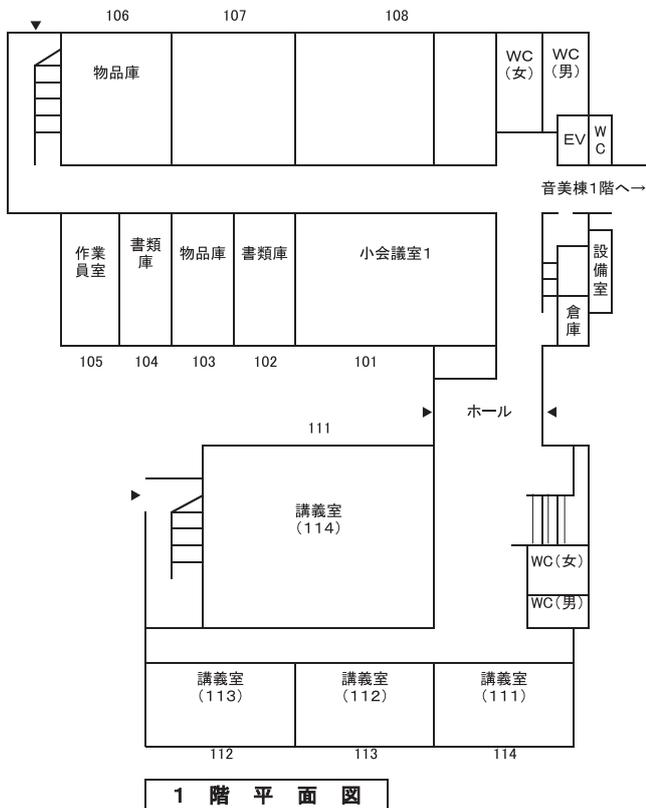
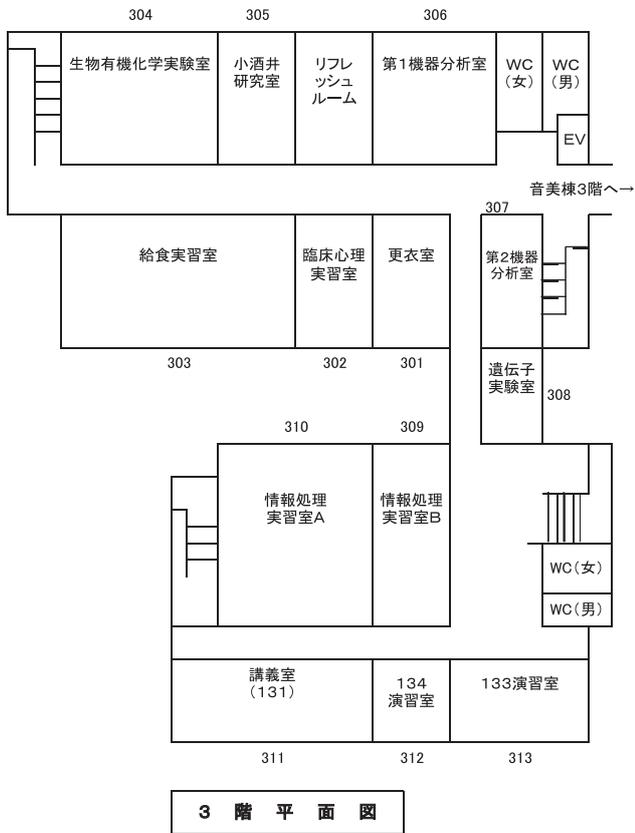


A1	基盤教育1 学生センター	A6	基盤教育2	
A2	基盤教育1 地域教育文化学部2 社会文化創造研究科 教育実践研究科 養護教諭特別別科	A7	地域教育文化学部1	
	A3	情報ネットワークセンター	A8	厚生会館 山形大学生協
	A4	学生ホール	A9	大学会館 山形大学生協
	A5	基盤教育3	A10	文化ホール
A12	地域教育文化学部実習工場	A11	地域教育文化学部音美校舎	

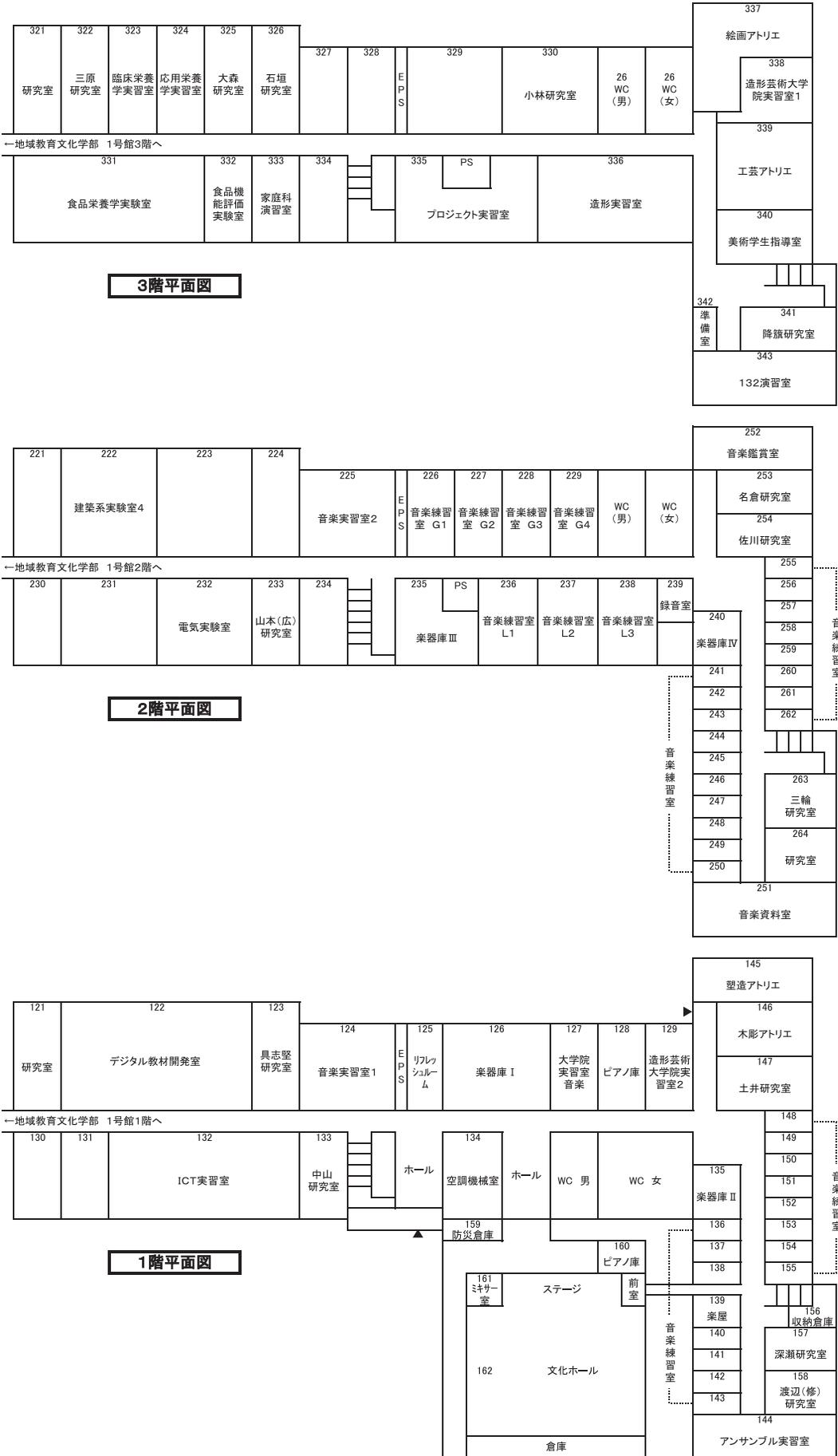
B1a,b	理学部1	B4b	地域教育文化学部3（講義棟） 社会文化創造研究科	
B1a	SCITAセンター	B5	RI実験室	
B2	インフォメーションセンター 山形大学校友会 やまがた天文台ニクニドーム受付 障がい学生支援センター	B6a	理学部5 理工学研究科（理学系）	
	B3	理学部3	B6b	理学部2 やまがた天文台ニクニドーム
	B4a	地域教育文化学部3 小白川キャンパス事務部	B7	理学部4
B8	守衛室			

C1a,b	人文社会科学部1	C4	人文社会科学部3 社会文化創造研究科
C1a	博物館	C5	小白川図書館
C2	人文社会科学部2	C6	保健管理センター
C3	法人本部		

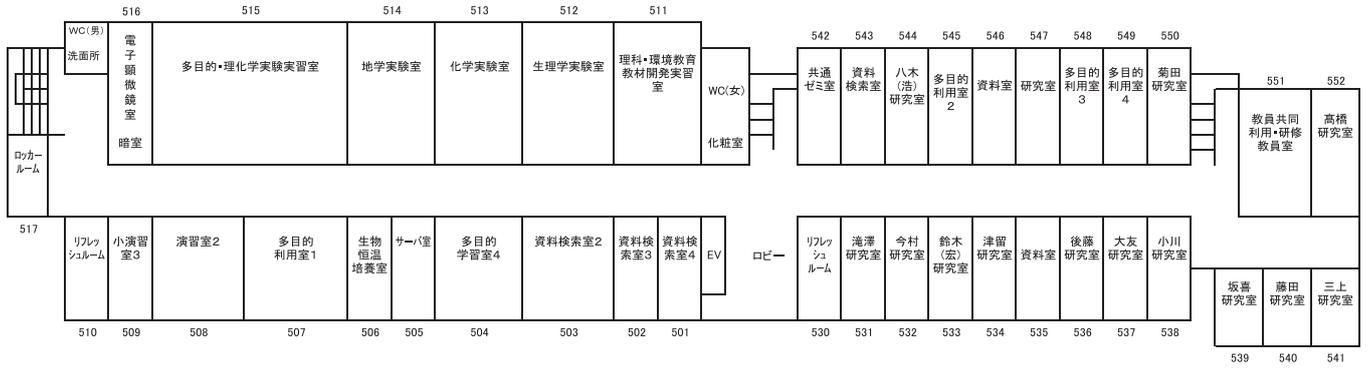
地域教育文化学部 1(A7) 配置図



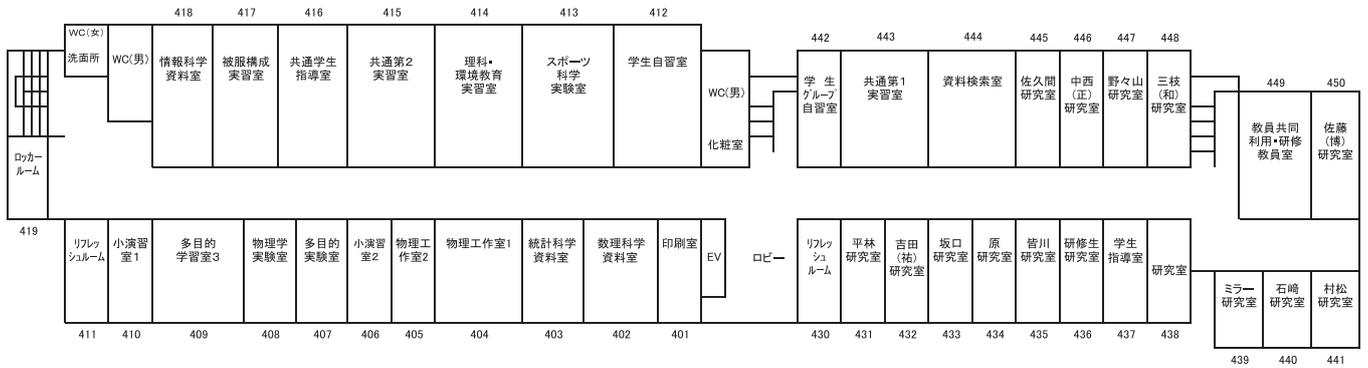
地域教育文化学部 1(A11) (音美校舎) 配置図



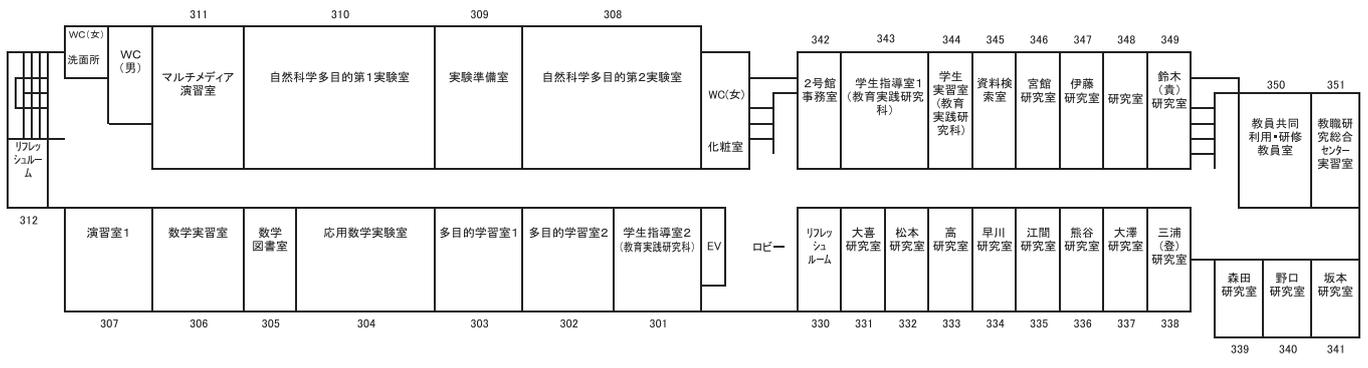
地域教育文化学部 2(A2) 配置図



5 階 平 面 図

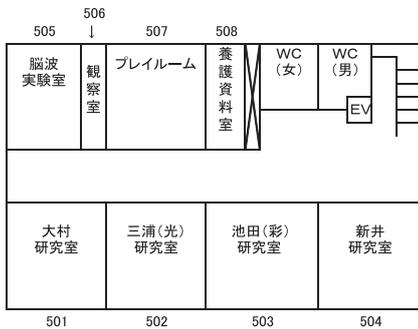


4 階 平 面 図

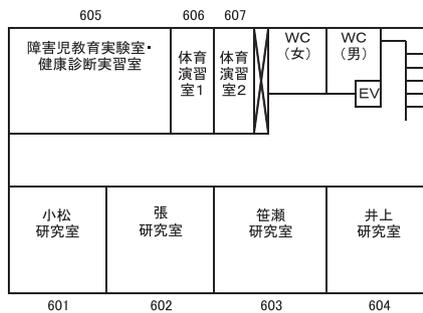


3 階 平 面 図

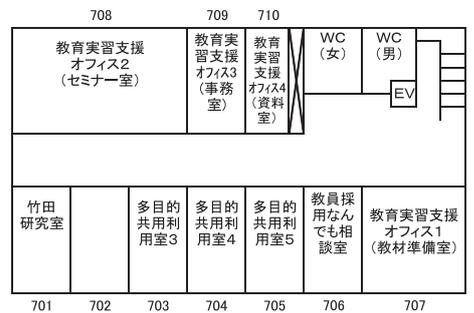
地域教育文化学部 3(B4a, B4b) 配置図



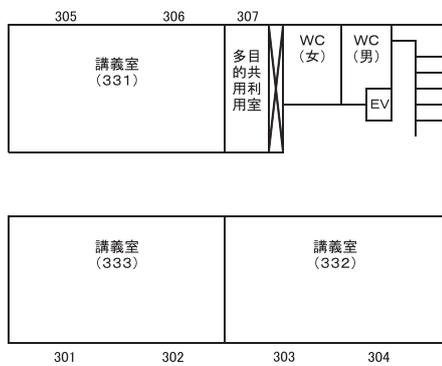
5階平面図



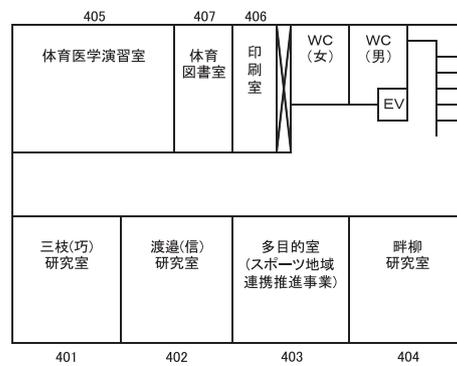
6階平面図



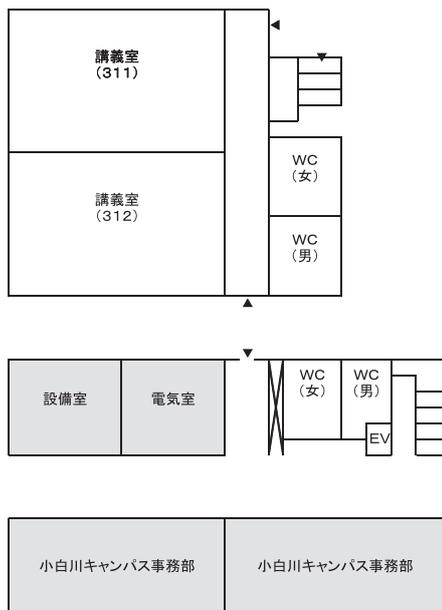
7階平面図



3階平面図



4階平面図



1階平面図



2階平面図

学生番号	氏名
------	----

